

第七次川越市男女共同参画基本計画

～川越市ジェンダー平等推進プラン～

令和 8（2026）年度～令和 12（2030）年度

（原案）

川越市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の目的	3
2	計画の性格と位置付け	3
3	計画の期間	4
4	計画の基本理念	4
5	計画の将来像	5
6	計画の基本目標	5
7	計画の重点課題	5
8	計画の体系図	6
9	計画の策定体制	8
10	計画の推進体制	9

第2章 男女共同参画をとりまく動向

1	世界の動き	13
2	国及び埼玉県の動き	15
3	川越市の取組	19

第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ	男女共同参画（ジェンダー平等）を推進するための意識づくり	23
主要課題1	男女共同参画社会の形成のための意識啓発	24
主要課題2	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	29
主要課題3	多様な性のあり方への理解の促進と支援	33
基本目標Ⅱ	誰もが活躍できる環境づくり	36
主要課題4	地域における男女共同参画の推進	37
主要課題5	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	39
主要課題6	仕事と生活の両立支援	42
主要課題7	女性の活躍推進	47

基本目標Ⅲ すべての人が安心して暮らせるまちづくり	50
主要課題8 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	52
主要課題9 すべての人が安心して暮らせる環境の整備	54
主要課題10 生涯を通じた心身の健康支援	59
主要課題11 困難な問題を抱える女性への支援	63
主要課題12 配偶者暴力相談支援センターの機能充実	67
成果指標	74

掲載コラム一覧

コラム① 独立行政法人男女共同参画機構	28
コラム② 固定的性別役割分担意識	31
コラム③ こども大綱と男女共同参画の視点	31
コラム④ LGBTQ+と SOGIESC	35
コラム⑤ ポジティブ・アクション	40
コラム⑥ ジェンダー・ギャップ指数（GGI）	41
コラム⑦ DE&I	48
コラム⑧ 川越市ハラスメント根絶宣言	49
コラム⑨ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	51
コラム⑩ プレコンセプションケア『プレコン』	51
コラム⑪ 女性支援法の施行 ～新たな時代へ～	66
コラム⑫ DV（ドメスティック・バイオレンス）	71
コラム⑬ デートDV	72

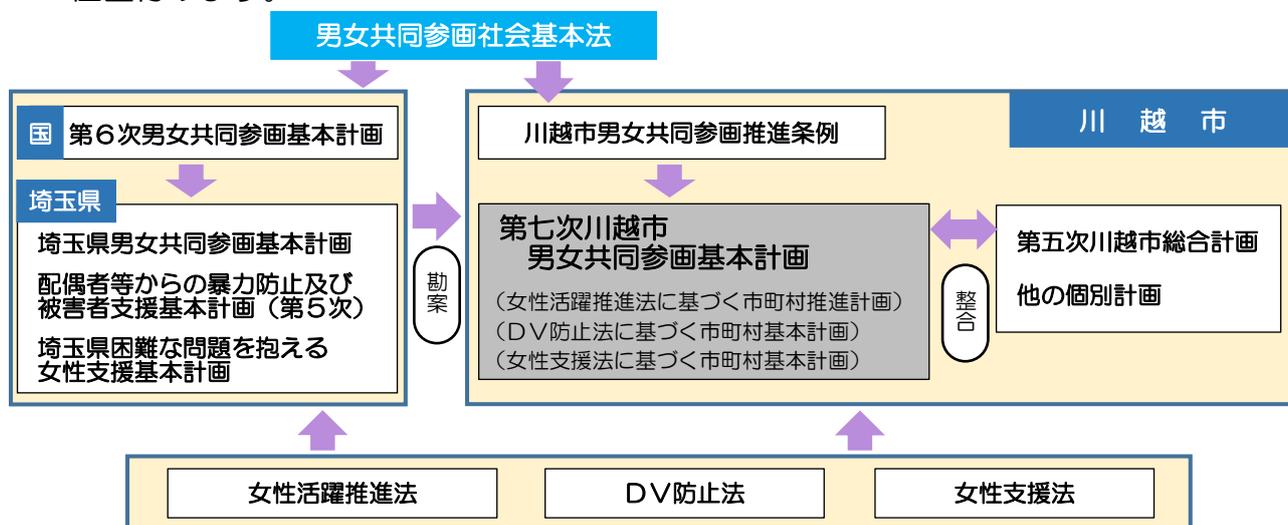
第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「川越市男女共同参画推進条例」第8条の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の性格と位置付け

- ◎ 本計画は、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び埼玉県「埼玉県男女共同参画基本計画」等を勘案して策定するものです。
- ◎ 本計画は、上位計画である「第五次川越市総合計画」や、市における他の個別計画との整合を図った計画であるとともに、令和5（2023）年度に実施した「川越市男女共同参画に関する意識調査」（8ページ参照。）の結果や、川越市男女共同参画審議会及び市民の意見を尊重して策定するものです。
- ◎ 本計画の主要課題5、主要課題6及び主要課題7を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- ◎ 本計画の主要課題11及び主要課題12を、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）」第8条第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- ◎ 本計画の主要課題12を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV¹防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。



¹ DV：配偶者（事実婚や元配偶者も含む）等親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等もDVに含まれる。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

4 計画の基本理念

本計画の基本理念は、「川越市男女共同参画推進条例」第3条を踏まえ、次に掲げる6つとします。

① すべての人の人権の尊重

男女共同参画の推進は、すべての人の個人としての尊厳が重んぜられること、すべての人が性別による差別的取扱いを受けないこと、すべての人が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他すべての人の人権が尊重されることを旨として行います。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した、社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮します。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、すべての人が対等な立場で、市における施策及び事業者における方針の立案・決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行います。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家庭生活における家庭の構成員の協力及び社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とが円滑に行われるように配慮されることを旨として行います。

⑤ 性と生殖に関する健康への配慮

男女共同参画の推進は、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項についてすべての人の意思が尊重されること及び生涯にわたりすべての人が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として行います。

⑥ 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会での取組を十分理解して行います。

5 計画の将来像

本計画の推進によって目指すべき将来像は、「川越市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる6つの基本理念を踏まえ、

一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現

とします。

6 計画の基本目標

本計画では、基本理念を踏まえ、次の3つを基本目標として取り組んでいきます。

基本目標

- I 男女共同参画（ジェンダー平等）を推進するための意識づくり
- II 誰もが活躍できる環境づくり
- III すべての人が安心して暮らせるまちづくり

7 計画の重点課題

第六次川越市男女共同参画基本計画における施策の成果や社会情勢の変化を踏まえつつ、男女共同参画社会の実現に向け、次の施策に重点的に取り組みます。

重点課題

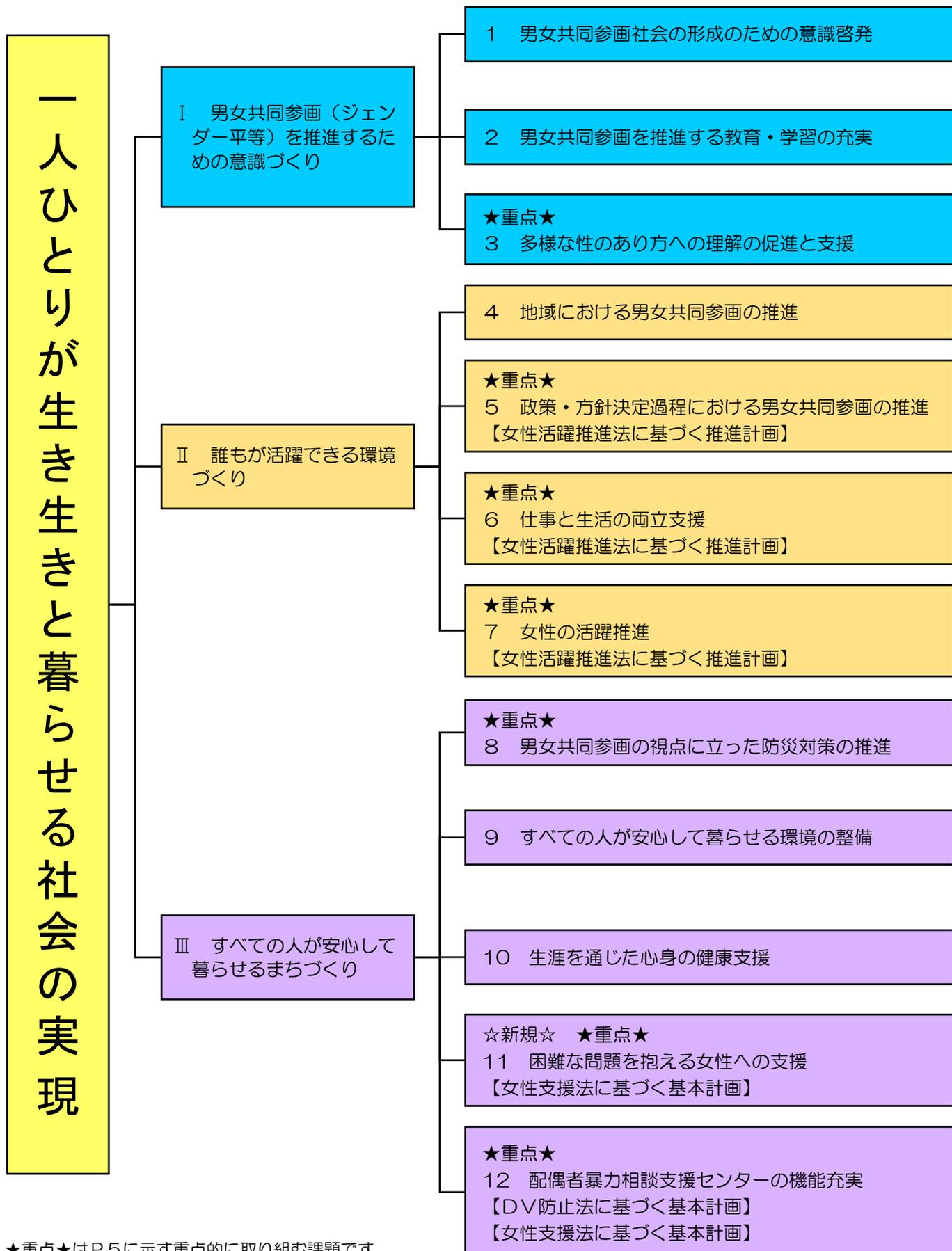
- 多様な性のあり方への理解の促進と支援
- 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- 仕事と生活の両立支援
- 女性の活躍推進
- 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- 困難な問題を抱える女性への支援
- 配偶者暴力相談支援センターの機能充実

8 計画の体系図

《将来像》

《基本目標》

《主要課題》



★重点★はP5に示す重点的に取り組む課題です。

《 取 組 の 方 向 》

- (1) 各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進
- (2) 市職員の男女共同参画意識の向上
- (3) 男女共同参画推進施設の充実

- (1) 男女共同参画意識を育む学校教育等の充実
- (2) 男女共同参画に関する教職員等向け研修の充実

- (1) 性の多様性への理解促進
- (2) 性的マイノリティへの支援

- (1) 地域活動への男女の参画促進

- (1) 審議会等への女性の登用推進
- (2) 市女性職員の登用推進

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (2) 子育て・介護の支援体制の充実

- (1) 女性の就労支援
- (2) 働きやすい職場環境の整備

- (1) 地域防災活動への女性の参画・啓発活動
- (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

- (1) 高齢者・障害者の社会参加の促進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 外国籍市民への支援

- (1) 妊娠・出産等における相談・支援の充実
- (2) 生涯を通じた健康支援の充実
- (3) 生命と健康を守る教育・啓発

- (1) 相談窓口の充実
- (2) 関係機関等との連携・民間団体の育成

- (1) 配偶者暴力相談支援センターの充実
- (2) DV被害者の安全確保
- (3) 暴力防止の啓発

9 計画の策定体制

(1) 川越市男女共同参画審議会

本計画の策定にあたり、学識経験者や市民の代表者による「川越市男女共同参画審議会」において審議を行いました。

(2) 川越市男女共同参画庁内会議

本計画の策定にあたり、庁内の関係課長等で構成する「川越市男女共同参画庁内会議」において、検討を行いました。

(3) 川越市男女共同参画に関する意識調査

男女共同参画に関する市民の意識や実態等を把握し、男女共同参画行政の推進及び本計画策定の基礎資料とするため、令和5（2023）年度に、「川越市男女共同参画に関する意識調査（以下「意識調査」という。）」を実施しました。

【調査の概要】

川越市男女共同参画に関する意識調査	
調査対象者	川越市在住の満 18 歳以上の男女（外国籍市民を含む）3,000 人
調査方法	郵送による配布、郵送回収またはウェブ回答
調査期間	令和5（2023）年6月16日～7月14日
回答状況	有効回収数：1,296 件 （女性 740 件、男性 539 件、その他 2 件、性別無回答 15 件） 有効回収率：43.2%

(4) 意見公募（パブリックコメント）

本計画の策定にあたり、計画原案を公表し、広く市民の意見を聴取しました。

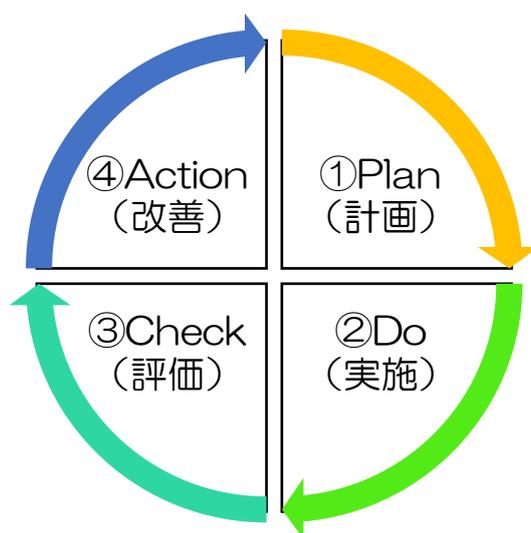
10 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる施策や事業において、ジェンダー²による思い込みや偏見、性別役割分担意識によって男女間に格差が生じていないか点検する「ジェンダー主流化³」の視点を取り入れ、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

幅広い分野にわたる本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、事業の推進状況を毎年度把握するとともに、「川越市男女共同参画審議会」及び「川越市男女共同参画庁内会議」において、点検・評価を行います。

また、庁内においては、男女共同参画推進員⁴を設置し、職場における男女共同参画意識の高揚と、男女共同参画の視点に基づいた取組の推進を図っています。

PDCAサイクルによる推進



² ジェンダー：「男らしい」「女らしい」といった、社会や文化によって作られた性別のあり方や役割、価値観のこと。

³ ジェンダー主流化：あらゆる施策において性別による固定的な役割分担、性差別、偏見等が社会的に作られたものであることを意識する視点を取り入れることにより、1つの施策が結果として男女間で格差をもたらしていないかを点検し、施策効果の向上を図るもの。1995年の第4回世界女性会議・北京宣言で明確化。

⁴ 男女共同参画推進員：職場における男女共同参画意識を高め、男女共同参画の視点に基づいた施策の推進を図ることを目的に、所属等から選任する。

第2章 男女共同参画をとりまく動向

1 世界の動き

国際社会における男女共同参画の取組は、国連主導で進められてきました。これまでの取組は、女性の地位向上と男女平等を目指すものから始まり、次第に女性の人権を守るための活動へと発展してきました。具体的には、女性に対する暴力の撤廃やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の確保などが含まれます。そして現在では、これらの取組がさらに進化し、女性のエンパワーメント⁵を推進する方向へと向かっています。

このような背景から、国連は持続可能な開発目標（SDGs）の一つとして「ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメント」を掲げています。この目標は、世界が一致して取り組むべき重要な課題として位置づけられています。この考え方に基づき、国際社会では各国政府があらゆる取組においてジェンダー視点を確保し、それを施策に反映する「ジェンダー主流化」が進んでいます。また、G7やG20、APEC、OECDなどの国際会議や多国間協議でも、このテーマが主要議題として取り上げられ、多くの合意文書で言及されています。

一方で、日本は世界経済フォーラムが発表する「ジェンダー・ギャップ指数」で148か国中118位（2025年）となっており、先進国の中では最下位という状況です。日本国内でのさらなる改善が求められています。

◆昭50（1975）年 「国際婦人年」設定

国連は、この年を「国際婦人年」と定め、「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）で女性の地位向上のために行うべき「世界行動計画」を採択し、翌年から昭和60（1985）年までを「国連婦人の10年」としました。

◆昭54（1979）年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択

国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、あらゆる分野での女性差別をなくす必要な措置が規定されました。

◆昭60（1985）年 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択

「国連婦人の10年」の最終年として、その成果の検討と評価を行うためナイロビ世界会議が開催されました。各国等が実状に応じて効果的措置をとる上でのガイドラインとして「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

◆平5（1993）年 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択

ウィーン世界人権会議で「女性の権利は人権である」ことが確認され、国連総会において女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶をめざすための宣言がなされました。

⁵ エンパワーメント：力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方。

- ◆平 6 (1994) 年 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」提唱
国際人口・開発会議において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）が提唱されました。
- ◆平 7 (1995) 年 「第 4 回世界女性会議行動綱領（北京行動綱領）」採択
北京で開催した「北京会議」（第 4 回世界女性会議）では、男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針として「北京宣言」と「行動綱領」を採択しました。今後 5 年間に向けて、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」等、12 の重要問題分野について、戦略目標と取るべき行動が示されました。
- ◆平 12 (2000) 年 「女性 2000 年会議（北京＋5）」開催
ニューヨークで開催した国連特別総会「女性 2000 年会議」において、「行動綱領」の実施状況の検討・評価が行われるとともに、その完全実施に向けた「政治宣言」と北京行動綱領実施促進のための「更なる行動とイニシアティブに関する文書（成果文書）」を採択しました。
- ◆平 17 (2005) 年 「北京＋10」開催
- ◆平 22 (2010) 年 「北京＋15」開催
「女性のエンパワーメント原則」（WEPs）作成
国連グローバル・コンパクトと UNIFEM（現 UN Women）が女性の活躍推進に積極的に取り組むための行動原則を共同で作成しました。
- ◆平 23 (2011) 年 「UN Women（国連女性機関）」発足
国連のジェンダーに関連した 4 つの機関が統合され、「UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）」が発足しました。
- ◆平 27 (2015) 年 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択・「北京＋20」開催
誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標として、「持続可能な開発目標」（SDGs）が国連サミットで採択されました。その中でゴール 5 として、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」が位置付けられました。
- ◆令 3 (2021) 年 「北京＋25」記念会合が開催
北京会議から 25 年を迎え、国際的な進捗評価・検証を行う「北京＋25」記念会合が開催されました。また、新型コロナウイルス感染症拡大に際して、UN Women はジェンダー平等の重要性を強調して「ジェンダーに応答した政策」を提唱し、その根拠として国連は UN Women の分析を踏まえた「政策概要：新型コロナウイルスの女性への影響」を公表しました。

2 国及び埼玉県の動き

国際社会での女性差別撤廃への取組が加速する中、日本国内でも女性の地位向上に向け、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」等の法整備を行ってきました。また、「男女共同参画基本計画」を策定して、国全体における男女共同参画社会の実現を推進しています。これにより、あらゆる分野での女性の活躍促進、安全で安心な暮らしの実現、多様性と平等が尊重される社会づくりが推進されています。

一方、埼玉県では、昭和 51（1976）年に婦人問題総合窓口を設置して以来、時代の変化に応じて部署名や施策内容を更新しながら、地域独自の視点から政策を展開しています。男女共同参画社会づくりのための総合拠点として、男女共同参画推進センター（With You さいたま）が設置されています。

【国】

- ◆昭 50（1975）年 「婦人問題企画推進本部」設置
「第 1 回国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、婦人の社会的地位向上を図るための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」が総理府に設置されました。
- ◆昭 52（1977）年 「国内行動計画」策定
向こう 10 年間の女性行政関連施策の方向を示した「国内行動計画」を策定しました。
- ◆昭 60（1985）年 「男女雇用機会均等法」制定、「女子差別撤廃条約」批准
「女子差別撤廃条約」批准に向けて、国は、民法の改正、国籍法・戸籍法の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定等の国内法等の整備を進めました。
- ◆昭 62（1987）年 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、平成 3（1991）年には、第一次改定が行われました。
- ◆平 6（1994）年 「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置
総理府に「男女共同参画室」及び内閣総理大臣の諮問機関としての「男女共同参画審議会」が設置され、国の推進体制の拡充・強化がなされました。
- ◆平 7（1995）年 「育児・介護休業法」法制化
平成 4（1992）年施行の「育児休業等に関する法律（育児休業法）」に介護休業制度を付加し、「育児休業、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」として改正しました。
- ◆平 8（1996）年 「男女共同参画 2000 年プラン」策定
「第 4 回世界女性会議」で採択された「北京宣言」と「行動綱領」を踏まえて、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな計画である「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

- ◆平 11 (1999) 年 「男女共同参画社会基本法」制定
我が国における男女共同参画社会の形成を促進するため、「男女共同参画社会基本法」を制定しました。同法は、男女共同参画社会の実現に向けた国・地方公共団体、国民の責務を明らかにし、地方公共団体が男女共同参画基本計画を策定することを定めました。
- ◆平 12 (2000) 年 「男女共同参画基本計画」策定
「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策を示しました。
- ◆平 13 (2001) 年 「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置
「DV防止法」成立
内閣府に国務大臣や学識経験者で構成する「男女共同参画会議」が設置されるとともに、男女共同参画室が男女共同参画局に改編され強化されました。法律面においても、「DV防止法」を制定し、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備しました。
- ◆平 15 (2003) 年 「次世代育成支援対策推進法」成立
国・地方公共団体、事業者、地域住民が一体となって次代を担うこどもが健やかに生まれ育つための「次世代育成支援対策」を進めました。
- ◆平 17 (2005) 年 「第2次男女共同参画基本計画」策定
- ◆平 19 (2007) 年 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定
「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
- ◆平 22 (2010) 年 「第3次男女共同参画基本計画」策定
- ◆平 27 (2015) 年 「女性活躍推進法」成立
女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法」を制定しました。
「第4次男女共同参画基本計画」策定
- ◆平 30 (2018) 年 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
国政選挙や地方議会の選挙における女性候補者の割合を高めるため、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定しました。
「働き方改革関連法」成立
多様で柔軟な働き方を実現するため、労働基準法・労働安全衛生法・労働派遣法など労働における様々な法律を改正する「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」を制定しました。
- ◆令 2 (2020) 年 「労働施策総合推進法」施行
労働者が生きがいをもって働ける社会の実現を目的として、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」を制定し、パワーハラスメント防止のための雇用管理措置を義務化しました。
- ◆令 3 (2021) 年 「育児・介護休業法」改正
出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにする観点から、男性の柔軟な育児休業の枠組みを創設しました。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正

男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等や国・地方公共団体の努力義務を強化しました。

◆令4（2022）年

「育児・介護休業法」改正

出産時育児休業の創設や育児休業の分割取得を可能とするほか、労働者に対して制度の周知・意向確認を行うことを義務化しました。

◆令5（2023）年

「DV防止法」改正

保護命令の対象に従来の身体的暴力に加え精神的暴力も対象となることや、電話等を禁止する等の保護命令制度を拡充しました。

「LGBT理解増進法」施行

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の理解を推進し、差別のない社会の実現を目指すことを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」を施行しました。

「第5次男女共同参画基本計画」の改定

企業における女性登用の加速化及びテレワークに係る成果目標を設定しました。

◆令6（2024）年

「女性支援法」施行

女性支援について、従来の根拠法である売春防止法の「保護・更生」から、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に転換し、困難な問題を抱える女性の保護・自立を図ることを目的とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」を制定しました。

「DV防止法」改正

保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充及び協議会を法定化しました。

◆令7（2025）年

「育児・介護休業法」改正

企業に対して仕事と育児・介護を両立するための労働環境整備を義務付けました。

「労働施策総合推進法」改正

カスタマーハラスメントを中心とするハラスメント対策強化や治療と仕事の両立支援の推進などを盛り込みました。

「第6次男女共同参画基本計画」策定

女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、さらに男女共同参画の取組を加速させるとしています。

「独立行政法人男女共同参画機構法」成立

男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として独立行政法人男女共同参画機構を新設しました。また、同機構に「センターオブセンターズ」としての機能を付与し、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力的に支援することとしました。

【県】

- ◆昭 55 (1980) 年 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定
- ◆昭 61 (1986) 年 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
- ◆平 7 (1995) 年 「彩の国 男女共同参画プログラム」策定
- ◆平 12 (2000) 年 「埼玉県男女共同参画推進条例」施行
県民の男女共同参画社会の推進を総合的かつ計画的に行うために、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定しました。
- ◆平 14 (2002) 年 「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定
「With You さいたま (県男女共同参画推進センター)」開設
- ◆平 18 (2006) 年 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
- ◆平 19 (2007) 年 「埼玉県男女共同参画推進プラン」(プラン 2010 の見直し) 策定
- ◆平 21 (2009) 年 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)」策定
- ◆平 24 (2012) 年 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定
「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 3 次)」策定
- ◆平 29 (2017) 年 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定
「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 4 次)」策定
- ◆令 4 (2022) 年 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定
令和 4 (2022) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 5 年間を計画期間とし、女性活躍推進法に基づく推進計画を包含した計画として策定しました。
「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 5 次)」策定
令和 4 (2022) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 5 年間を計画期間とし、DV 防止法に基づく都道府県基本計画として策定しました。
第 4 次計画から、性的マイノリティや男性被害者に対する相談事業や児童虐待対応機関との連携強化等の施策を追加しました。
「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」施行
性の多様性の尊重により、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目的として制定しました。性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、多様性を尊重した社会づくりにおける県、県民及び事業者の責務等を定めています。
- ◆令 5 (2023) 年 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定
令和 5 (2023) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 3 年間を計画期間とし、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づく基本計画として新たに策定しました。
- ◆令 6 (2024) 年 「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定
令和 6 (2024) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 3 年を計画期間とし、女性支援法に基づく都道府県計画として、埼玉県の女性支援をより一層推進することを目的として新たに策定しました。

3 川越市の取組

本市では、平成3（1991）年に「川越市女性計画―男女ともに善く生きるために―」を策定して以降、男女共同参画社会の形成を目指し、意識啓発、男女共同参画情報紙の発行、各種講座等の開催など、様々な施策を展開してきました。

平成14（2002）年には、相談事業を開始し、平成21（2009）年に女性相談員（現：女性相談支援員）による女性相談を設置、平成23（2011）年には、川越市配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

平成27（2015）年には、ウェスタ川越内に、男女共同参画推進の拠点として「川越市男女共同参画推進施設」を設置し、男女共同参画関連講座の開催、男女共同参画に関する情報の提供、カウンセリングや施設の貸出等を行っています。

こうした中、社会情勢の変化等に対応し、男女共同参画の実現に向けた取組をさらに進めるため、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする「第七次川越市男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画は、引き続き本市の「DV防止法」に基づく市町村基本計画及び「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、新たに「女性支援法」に基づく市町村基本計画として位置付ける計画となっています。

- ◆平3（1991）年 「川越市女性計画―男女ともに善く生きるために―」策定
「男女が共に尊重しあい、共に支えあって発展する男女共同参画型社会の形成」を目指し「川越市女性計画―男女ともに善く生きるために―」を策定しました。
- ◆平10（1998）年 「川越市女性団体連絡協議会」設立
市内の幅広い分野で活躍する女性団体のネットワークを広げ、市民と行政のパートナーシップを築くため「川越市女性団体連絡協議会」が設立されました。
- ◆平11（1999）年 「第10回女性問題全国都市会議」「イーブンライフ in 川越」併催
女性団体連絡協議会と市の共催により、全国の人口30万人以上の都市で構成する「第10回女性問題全国都市会議」と「イーブンライフ in 川越」を併催し、男女共同参画社会の形成に向けた機運の醸成と意識の浸透を図るための取組を行いました。
- ◆平13（2001）年 「第二次川越市女性計画」策定、「川越市男女共同参画推進条例」制定
「第二次川越市女性計画」を策定するとともに、同年12月に「川越市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者が一体となって取り組むことを明記しました。
- ◆平14（2002）年 「川越市女性活動支援のひろば」開館、相談事業開始
女性の自立支援と社会参画の促進を図るため、川越駅東口のクラッセ川越内に「川越市女性活動支援のひろば」を開館し、各種情報及び学習・交流の場を提供するとともに、同施設内の「カウンセリングルーム」で女性のための相談事業を開始しました。

- ◆平 18 (2006) 年 「第三次川越市男女共同参画基本計画」策定
「川越市DV防止対策ネットワーク会議」設置
「第三次川越市男女共同参画基本計画」を策定するとともに、「川越市DV防止対策ネットワーク会議」を設置し、関係機関が連携してDV防止や被害者保護に当たるための体制の充実を図りました。
- ◆平 21 (2009) 年 市庁舎内で「女性相談」開始
市庁舎内でも「女性相談」を開始し、相談体制の充実を図りました。
- ◆平 22 (2010) 年 「DV防止及び被害者支援に関する計画（DV防止計画）」策定
DV防止と被害者支援のための諸施策を推進するため、「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画」（DV防止計画）を策定しました。
- ◆平 23 (2011) 年 「第四次川越市男女共同参画基本計画」策定
「配偶者暴力相談支援センター」設立
- ◆平 25 (2013) 年 「第二次DV防止計画」策定
- ◆平 27 (2015) 年 ウェスタ川越内に「川越市男女共同参画推進施設」設置
ウェスタ川越内に、男女共同参画推進の拠点として「川越市男女共同参画推進施設」を設置しました。これに伴い、「川越市女性会館」と「川越市女性活動支援のひろば」を廃止しました。
- ◆平 28 (2016) 年 「第五次川越市男女共同参画基本計画」策定
「DV防止計画」を包含した「第五次川越市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- ◆令 2 (2020) 年 「川越市パートナーシップ宣誓制度」開始
平成 30 (2018) 年 6 月の議会定例会において同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する請願の採択を受け、令和 2 (2020) 年 5 月から「川越市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。
- ◆令 3 (2021) 年 「第六次川越市男女共同参画基本計画」策定
「DV防止計画」を包含するとともに、一部を「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画に位置付けた「第六次川越市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- ◆令 4 (2022) 年 「川越市パートナーシップ宣誓制度」改正
制度の対象者をどちらか一方が性的マイノリティであるカップルへ拡大しました。
- ◆令 6 (2024) 年 「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」改正
「埼玉県市町村におけるパートナーシップ制度に係る連携に関する協定」締結
「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」加入
制度の対象者をどちらか一方が性的マイノリティであるカップルの親族へ拡大しました。また、県内の自治体と「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」を締結（令和 7 (2025) 年 2 月に県内全自治体と締結）し、さらに大阪府主導の「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」へ加入したことにより、連携する自治体間で転入・転出の際に簡易な手続で引き続きパートナーシップ制度の利用ができるようになりました。

第3章 施策の展開

＜次ページ以降の記載について＞

主要課題ごとに、事業の達成状況を把握するための成果指標を設定しています。

また、各施策の取組の方向性として具体的事業を記載すると共に、事業指標（目標値）及び参考指標を設定しています。

各指標の見方	
主要課題	【成果指標】… 計画の達成状況を測るための計画期間の目標（目指すべき姿）となる指標です。計画期間を通して、各事業を実施した成果を示します。
取組の方向 【具体的事業】	【事業指標】… 各事業の実施状況を単年ごと定量的に点検・評価するための指標です。目標値が数値化できるものは「実施回数」や「講座数」等と記載しており、数値化になじまないものは「実施内容」としています。
	【目標値】… 上記【事業指標】に対する年度ごとの目標値を設定しています。 ※数値化になじまない事業の目標値は「－」としています。
	【参考指標】… 事業を実施した結果得られる値です。事業の動向やサービスの利用状況等の推移を把握することができます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画（ジェンダー平等）を推進するための意識づくり

〈基本目標Ⅰ 主要課題と取組の方向〉

主要課題1 男女共同参画社会の形成のための意識啓発

- (1) 各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進
- (2) 市職員の男女共同参画意識の向上
- (3) 男女共同参画推進施設の充実

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- (1) 男女共同参画意識を育む学校教育等の充実
- (2) 男女共同参画に関する教職員等向け研修の充実

主要課題3 多様な性のあり方への理解の促進と支援

- (1) 性の多様性への理解促進
- (2) 性的マイノリティへの支援

男女共同参画とは、性別にかかわらず、誰もが平等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、意思決定や活動に主体的に関われることを目指す考え方です。また、ジェンダーとは、「男らしい」「女らしい」といった、社会や文化によって作られた性別のあり方や役割、価値観のことをいい、男女共同参画とジェンダー平等はどちらも、“誰もがその人権を尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現”を目指すものです。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識⁶は依然として生活や社会の制度に根強く残り、ジェンダー平等の実現を阻害する大きな要因となっています。これらの固定観念は長年にわたり形成されるため、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。そのためには、こどもの価値観形成に多大な影響を与える大人たちの意識改革も必要です。

国際的にもSDGs（持続可能な開発目標）においてジェンダー平等が重要課題とされ、あらゆる分野で性別によらない平等な参画が求められています。

さらに近年は、性自認⁷や性的指向⁸など多様な性のあり方が社会に広く認識されるようになり、だれもが自分らしく暮らせる環境づくりの大切さが高まっています。

こうした社会の状況を踏まえ、固定的な役割意識を解消し、ジェンダー平等と性の多様性への理解を深めるイベントや広報、学校教育などを通し、意識啓発を推進していきます。

⁶ 固定的性別役割分担意識：個人の能力ではなく、「男は仕事、女は家庭」等、性別を理由に役割を固定的に割り当てる考え方。

⁷ 性自認：自己の性別についての認識。

⁸ 性的指向：恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向。

主要課題1 男女共同参画社会の形成のための意識啓発

【成果指標】

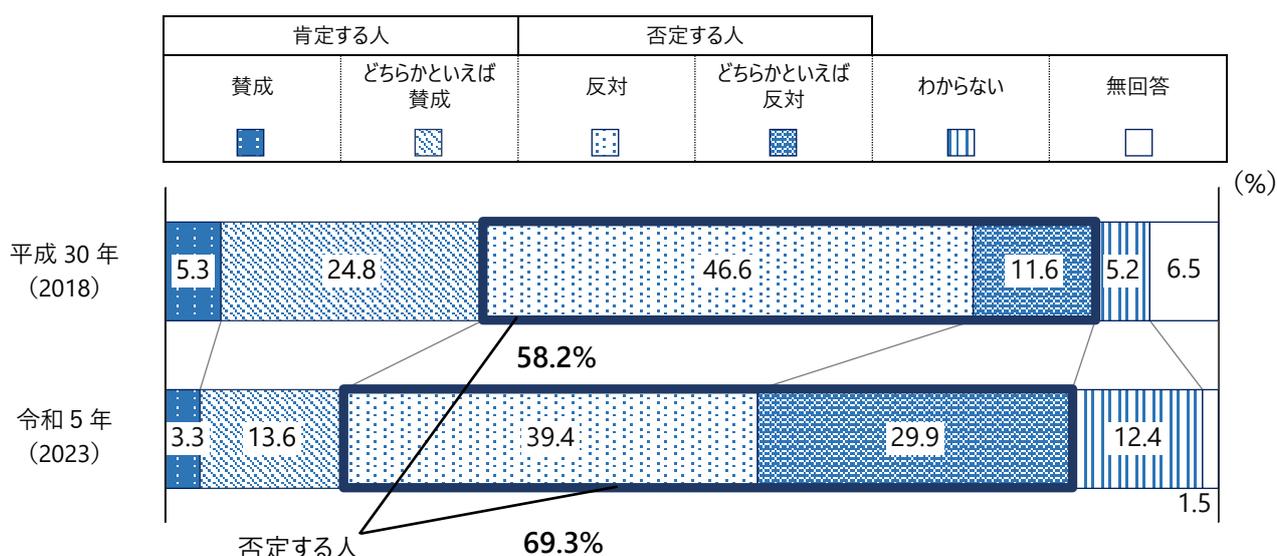
指標名	策定時	目標値
固定的性別役割分担意識を否定する人の割合	69.3% (令和5年度)	75% (令和10年度)

【現状と課題】

意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した人を合わせた『否定する人』が69.3%であり、前回（平成30（2018）年度）調査の58.2%より11.1ポイント増加しており、意識啓発による一定の効果が見られます（図1）。しかし、分野別男女平等感（図2）をみると、現在の日本社会では、いまだ男性の地位が高いと感じる人が多く、また、その捉え方は性別や年齢といった属性によって偏りが見られます。だれもが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、各種講座やイベントの開催、情報紙の発行等、引き続き意識啓発を進めるとともに、性別や年齢層に応じたテーマ設定や伝え方等を工夫して、より効果的な啓発を実践していきます。

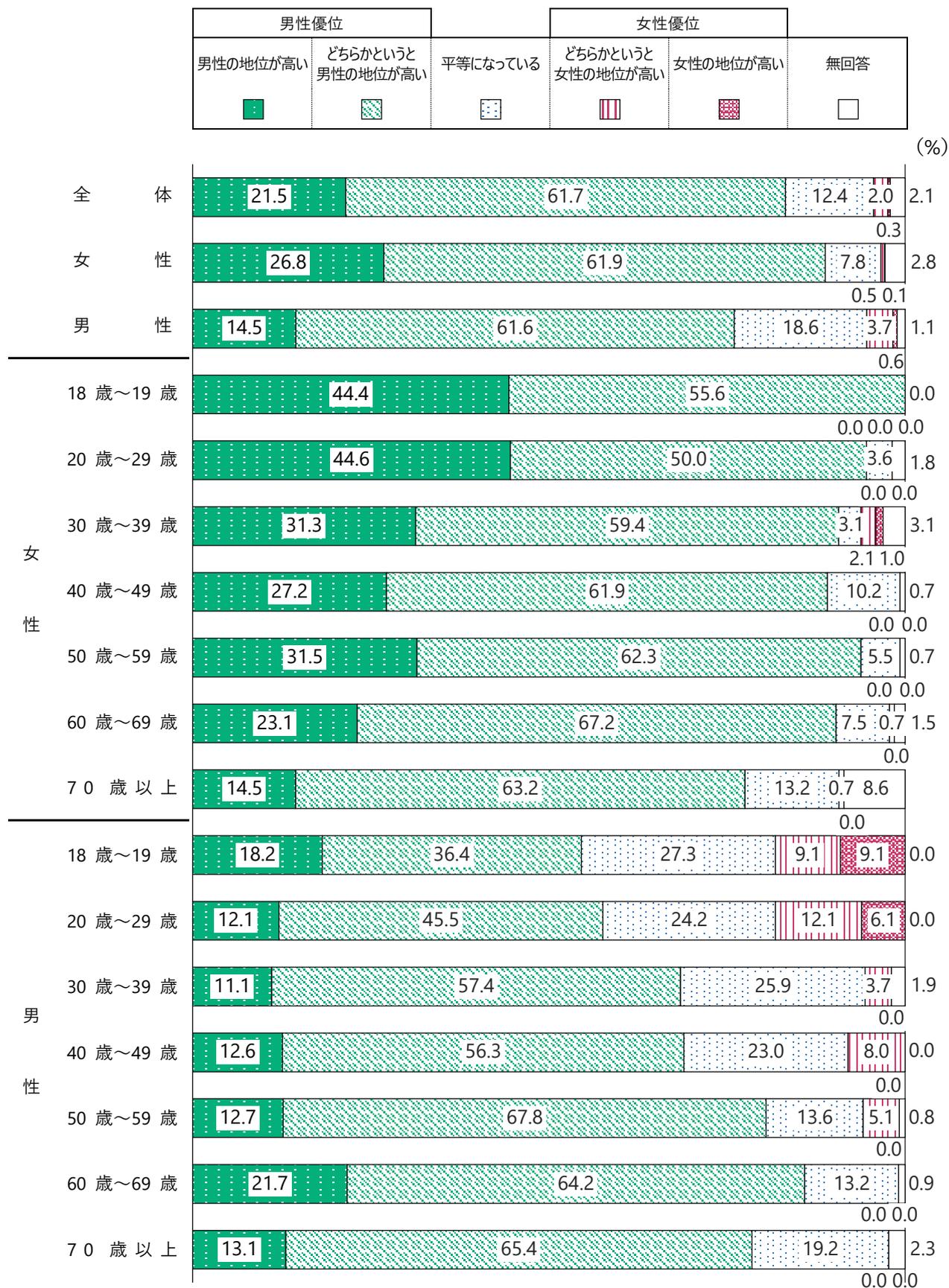
ウェスタ川越3階に開設した男女共同参画推進施設においては、男女共同参画を推進するため、各種講座の実施、自主活動や研修等を目的とした施設の貸出、啓発図書配架・貸出等を行っています。今後も、男女共同社会の実現に向けて、市民の利用促進につながる施策を展開し、引き続き施設の充実を図ります。

図1 固定的性別役割分担意識



資料：令和5年「意識調査」より

図2 分野別男女平等感（全体として、現在の日本）



資料：令和5年「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進

男女共同参画に関する理解促進のために、各種講座やイベントの開催を継続的に実施していきます。また、情報紙や広報、ホームページ、SNS等を活用した意識啓発や情報提供を通じて、男女共同参画意識の向上を目指します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	男女共同参画の啓発	継続	リーフレットやパネルなどで男女共同参画に関する周知・啓発を行います。また、男女共同参画週間(6/23～29)には、講演会等の意識啓発事業を実施し、より一層の理解を深めます。	男女共同参画課
			【事業指標】実施内容 【目標値】—	
			【参考指標】—	
②	人権週間にちなんだ啓発	継続	人権週間(12/4～10)及び人権デー(12/10)にちなみ、研修会や講演会等の意識啓発事業を実施します。	人権推進課 男女共同参画課
			【事業指標】実施回数 【目標値】年1回	
			【参考指標】参加者数	
③	男女共同参画に関する講座	継続	性別にかかわらず、対等な立場で、家庭、地域、学校及び職場に参画できるよう、男女共同参画に関する理解を深める講座を開催します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施回数 【目標値】年3回以上	
			【参考指標】延べ参加者数	
④	人権学習の推進	継続	人権問題についての正しい理解や人権を尊重した生き方を啓発する講座を開催します。	中央公民館
			【事業指標】実施内容 【目標値】—	
			【参考指標】①講座の数、②延べ参加者数	
⑤	男女共同参画情報紙「イーブン」の発行	継続	男女共同参画に関する情報を幅広く発信し、市民の認識と理解を得るために、情報紙を発行します。	男女共同参画課
			【事業指標】発行回数 【目標値】年2回	
			【参考指標】発行部数	
⑥	広報やホームページ等を通じた情報発信	継続	広報やホームページ、SNS等を通じて、男女共同参画に関する情報を発信します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施内容 【目標値】—	
			【参考指標】—	

No.	事業名	区分	事業内容	担当
⑦	男女共同参画におけるメディアリテラシー ⁹ の促進	継続	市が作成する広報紙や刊行物等について、男女共同参画に配慮した表現に努めます。 また、市民がメディアからの情報を主体的に収集・判断し、適切に発信することができるように、講座等を開催します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】－	
⑧	市立図書館との連携 (※)	新規	市立図書館と連携し、男女共同参画に関する書籍や資料の特設展示、貸出による情報発信を行います。	男女共同参画課 中央図書館
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】－	

※ 関連計画「第四次川越市教育振興基本計画」

【取組の方向】

(2) 市職員の男女共同参画意識の向上

市役所内における男女共同参画意識を高め、ジェンダー主流化の推進を図るため、男女共同参画推進員を選任するとともに、職員向けの研修を実施することで、男女共同参画に関する意識の醸成を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	男女共同参画推進員	継続	職場における男女共同参画意識の高揚とジェンダー主流化の推進を図るため、男女共同参画推進員を設置します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】－	
②	男女共同参画ガイドブックの周知	新規	市職員に向けた男女共同参画ガイドブックを周知し意識啓発を行います。また、男女共同参画に関する理解度を測るために意識チェックを実施します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】意識チェックにおける「川越市が目指す男女共同参画社会はどのような社会か理解している。」で「よく理解している」と回答した割合	
③	男女共同参画職員研修	継続	男女共同参画推進員をはじめとした市職員に対して、男女共同参画に関する研修会を実施します。	職員課 男女共同参画課
			【事業指標】実施回数 【目標値】年1回	
			【参考指標】参加者数	

⁹ メディアリテラシー：新聞、テレビ、雑誌、インターネット等をメディアと言い、これらメディアからの情報を主体的に選択し、内容を読み解き、適切に発信する能力のこと。

【取組の方向】

(3) 男女共同参画推進施設の充実

男女共同参画を推進するための拠点として、各種講座の実施や施設の貸出、啓発図書の配架・貸出、情報発信等を行い、市民に利用してもらえる施設を目指します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	提案事業講座	継続	男女共同参画推進施設で、各種講座（意識啓発、自己啓発、子育て・介護支援等に関する講座）を実施します。	男女共同参画課
			【事業指標】 開催時間数 【目標値】 年 300 時間	
			【参考指標】 ①講座の数、②延べ参加者数	
②	男女共同参画推進施設の利用の促進	継続	指定管理者と連携し、男女共同参画推進施設の利用の促進を図ります。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①利用件数、②延べ利用者数、③稼働率	
③	交流サロン ¹⁰ の充実	新規	男女共同参画に関する常設パネルの展示や、啓発図書の充実により交流スペースの充実を図ります。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	

コラム① 独立行政法人男女共同参画機構

「独立行政法人国立女性教育会館（通称又エック）」は令和8年3月末をもって解散し、独立行政法人男女共同参画機構としての新たな事業に取り組むこととなりました。

独立行政法人男女共同参画機構は、国の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として、また、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援する「センターオブセンタース」¹⁰としての機能を付与することで、女性に選ばれる地域づくりを後押しすること等を通じて、性別にかかわらず誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

本市では、これまで独立行政法人国立女性教育会館主催の研修に参加するほか、調査資料等を意識啓発事業に活用してきました。今後も、「センターオブセンタース」である独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携して、男女共同参画に関する最先端の知見・ノウハウを積極的に活用して取り入れることで、さらに効果的な施策を展開していきます。

¹⁰ 交流サロン：活動グループ等が自由に利用し交流を図ることを目的とした男女共同参画推進施設内の共用スペース。少人数での打ち合わせができるテーブルや男女共同参画関連図書などを備える。

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
分野別男女平等感【教育の場】で「平等になっている」の割合	61.5% (令和5年度)	70% (令和10年度)

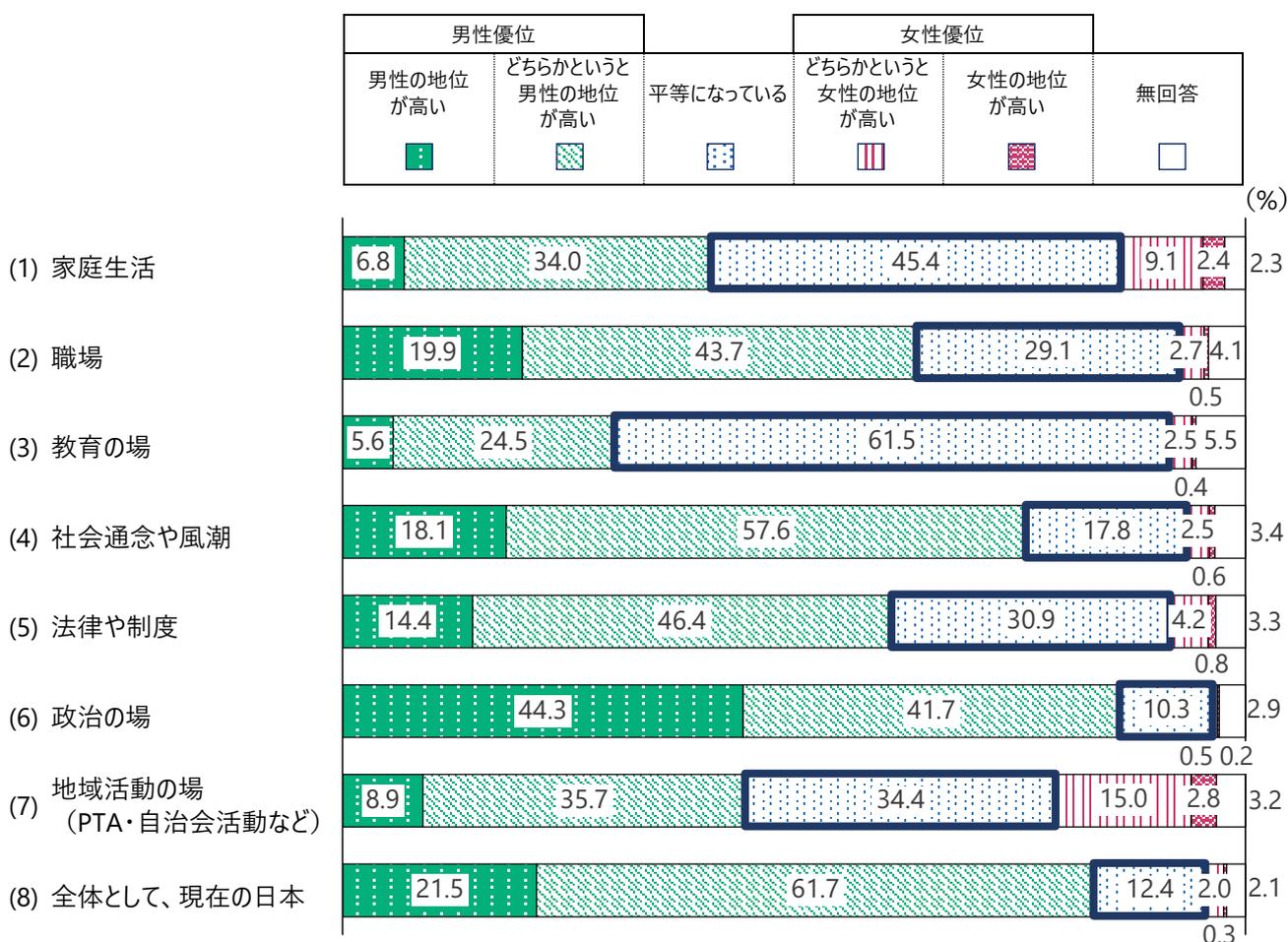
【現状と課題】

意識調査では、「分野別男女平等感」について、「平等になっている」と回答した人が最も多かった分野は「教育の場」で61.5%でした(図3)。

男女共同参画意識を育み、子ども・若者が多様な価値観に出会い、自らの人格と個性を尊重しあって自分らしい生き方を選択できるよう、引き続き人権の尊重や男女平等についての教育の充実を図っていきます。

また、子どもを取り巻く環境にも着目し、子どもに身近な存在である教職員等が固定的性別役割分担意識を持つことがないように教職員等の男女共同参画意識の向上を目指します。

図3 分野別男女平等感



資料：令和5年「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 男女共同参画意識を育む学校教育等の充実

児童生徒の発達段階に応じて男女共同参画意識を育むとともに、固定的性別役割分担意識にとらわれず、主体的に考え行動し、進路等を選択・決定できる能力を身につけられるよう、学校や家庭での教育内容を充実させます。また、こどもが主体的に自らの意見を表明できる機会を確保し、社会に参画する過程で性別にかかわらず意見が尊重され、平等に扱われる経験を通じて、こどもたちの男女共同参画意識の醸成を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	こどもから意見を受け付ける体制の整備 (※1)	新規	こども基本法に則り、「全てのこどもに意見表明する機会が確保されること」を実践するため、川越市こどもホームページ ¹¹ 内に「こどもオンライン意見箱」を設置し、テーマに沿った意見を募集するとともに、当該意見へのフィードバックを行います。	こども政策課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 受け付けた意見の延べ件数	
②	中学生社会体験事業 (※2)	継続	性別にとらわれず、個性と能力に合った進路が選択できるよう、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を実施します。	教育指導課
			【事業指標】 実施校数 【目標値】 全22校	
			【参考指標】 ー	
③	キャリア教育講演会 (※2)	継続	生徒が自分の進路に関する意識を高めるとともに、進路指導・キャリア教育 ¹² の充実を図るため、講演会を実施します。	教育指導課
			【事業指標】 実施校数 【目標値】 3年間で全22校	
			【参考指標】 ー	
④	若者のライフデザインの支援 (※1)	継続	市内の高校等において金融教育授業を実施し、高校生等が将来に向けて必要な知識を学ぶ機会を提供します。	こども政策課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ライフデザインセミナーへの参加が将来について考えるきっかけとなった人の割合	

※1 関連計画「川越市こども計画」

※2 関連計画「第四次川越市教育振興基本計画」

¹¹ 川越市こどもホームページ:こどもの権利の一つである「意見表明の機会」を確保するため、令和6(2024)年に「川越市こどもホームページ『こえどたんけんたい』」を開設しました。

¹² 進路指導・キャリア教育:「進路指導」は、自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、指導援助すること。「キャリア教育」は、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育であり、進路指導がその中核を占める。

No.	事業名	区分	事業内容	担当
⑤	主権者教育 ¹³ の推進 (※)	新規	将来、社会に関心を持ち、よりよい社会の在り方を主体的に考え判断し、社会の中で協調、自立できる児童生徒を育成するため、主権者としての自覚を培う教育の推進を図ります。	教育指導課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
⑥	家庭教育の支援 (※)	継続	保護者に家庭教育に関する学習機会の提供や情報提供等の支援を行うことで、保護者の学びを支援し、家庭での教育力の向上を図ります。	地域教育支援課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	

※ 関連計画「第四次川越市教育振興基本計画」

コラム② 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」、「男は主要な業務、女は補助的な業務」等のように性別を理由として固定的に役割を分ける考え方のことを、固定的性別役割分担意識と言います。

このような意識は、徐々に解消されてきているとはいえ、今も私たちの生活や慣習等に根強く残っています。身近なイラストに目を向けても、何気なく「女の子がお人形遊びをし、男の子が車のおもちゃで遊んでいるシーン」等が描かれていることがあります。これらが積み重なって、無意識のうちに、固定的性別役割分担意識を植え付けられてしまう可能性があることに注意が必要です。

その人の個性や能力、ライフスタイルは性別によって決まるものではありません。一人ひとりの違い（多様性）を尊重し、誰もが自分らしく生きられる社会を目指しましょう。

コラム③ こども大綱と男女共同参画の視点

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現です。

こども大綱では、「こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていく。性別にかかわらずそれぞれのこども・若者の可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れる。」として、こども施策に関する基本的な方針に『こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る』と掲げています。

¹³ 主権者教育：政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。

【取組の方向】

(2) 男女共同参画に関する教職員等向け研修の充実

一人ひとりが男女共同参画意識をもって教育に携われるように、教職員等を対象とした、男女共同参画や人権意識についての研修等を実施します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	男女平等教育研修会	継続	男女共同参画に関連するテーマについて、教職員を対象とした研修会を実施します。	教育指導課
			【事業指標】 実施回数 【目標値】 年1回	
			【参考指標】 参加者数	
②	人権教育授業研究会	継続	道徳・学級活動の授業の実践例をもとに、言葉を大切にした人間関係を育む教育について研究します。	教育指導課
			【事業指標】 実施回数 【目標値】 年1回	
			【参考指標】 参加者数	
③	人権教育主任研修会	継続	人権教育の推進者としての教職員の資質向上を図るため、人権感覚育成プログラムを活用した研修会を実施します。	教育指導課
			【事業指標】 実施回数 【目標値】 年1回	
			【参考指標】 参加者数	
④	放課後児童支援員等研修会 (※)	継続	学童保育室を利用している児童を保育するうえでの資質向上を図るため、性差別等の人権問題に関わる内容の研修を実施します。	教育財務課
			【事業指標】 実施回数 【目標値】 年1回	
			【参考指標】 参加者数	
⑤	男女平等教育推進委員会	継続	人権意識に基づいた男女平等観の形成を促進するために、教職員や保護者に向けた啓発資料の作成、配布等、意識啓発活動を実施します。	教育センター
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 —	
			【参考指標】 —	

※ 関連計画「第四次川越市教育振興基本計画」

主要課題3 多様な性のあり方への理解の促進と支援 《重点》

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
性的マイノリティ ¹⁴ （LGBTQ等）の言葉の認知度	51.3% （令和5年度）	70% （令和10年度）

【現状と課題】

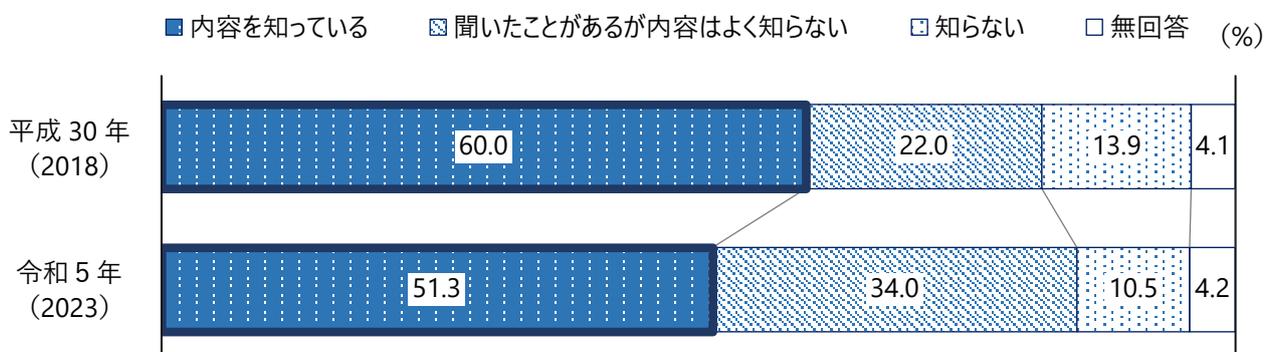
本市では、性的マイノリティ（性的少数者）の生活上の困難や生きづらさを軽減するため、令和2（2020）年に「川越市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。令和6（2024）年には、性的マイノリティのカップルとその親族も対象とした「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」に制度を拡充し、性の多様性の理解に関する啓発と性的マイノリティへの支援に取り組んでいます。

一方、意識調査では、性的マイノリティの言葉について「内容を知っている」と回答した割合は51.3%で、前回（平成30（2018）年度）調査の60.0%と比較し8.7ポイント減少しました（図4）。この5年間で性的マイノリティを取り巻く情勢は大きく変わり、社会的な注目を集めるようになった一方で、その内容が複雑化・多様化していると考えられます。また、多くの人々が性的マイノリティについての理解を深める必要性を感じ、自分自身の理解不足を自覚するようになった可能性もあり、より深い理解への第一歩として前向きに捉えることもできます。

性のあり方に対する理解不足は、誤った固定観念や、性自認や性的指向にかかわる偏見差別を生み、性的マイノリティの生活上の困難や将来の不安を抱える原因に繋がる恐れがあることから、正しい知識の普及・啓発にはより一層の取組が求められます。

誰もが多様な性を認め合い、自分らしく生きられるよう、多様な性のあり方への理解の促進を図るとともに、性的マイノリティに寄り添った取組を推進し、一人ひとりが互いを尊重しあう社会を目指します。

図4 性的マイノリティ（LGBTQ等）の言葉の認知度



資料：令和5年「意識調査」より

¹⁴ 性的マイノリティ：生物学的性と性自認が一致しており、性的指向が異性に向く人が多数である一方で、それ以外の性のあり方を有している人々。性的指向が同性に向く人や自分の性別に違和感を持つ人等のこと。

【取組の方向】

(1) 性の多様性への理解促進

性の多様性に関する正しい知識を身につけ、多様性の尊重や性自認・性的指向に対する理解を促進するために、意識啓発を実施します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担 当
①	講座や情報紙等を通じた意識啓発	継続	市民向け講座や情報紙等を通じて、性の多様性に関する理解を促進します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目 標 値】 ー	
			【参考指標】 ー	
②	啓発冊子等の配布	継続	性自認や性的指向を理由とした差別の解消に向け、人権啓発冊子やリーフレットを配布します。	人権推進課
			【事業指標】 実施内容 【目 標 値】 ー	
			【参考指標】 配布部数	

【取組の方向】

(2) 性的マイノリティへの支援

性的マイノリティが抱える困難や生きづらさを軽減するため、多様な性のあり方に配慮した事業を実施します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担 当
①	川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	継続	性的マイノリティカップルの抱える生きづらさを解消し、性の多様性について広く啓発していくため、川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目 標 値】 ー	
			【参考指標】 宣誓件数	
②	性別記載欄調査の実施	継続	性的マイノリティに配慮し、市の申請書等における不要な性別記載欄を調査・把握し、削除を依頼します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施回数 【目 標 値】 年1回	
			【参考指標】 削除可能な性別記載欄がある申請書等の数	

コラム④ LGBTQ+と SOGIESC

LGBTQ+とはレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字とその他の多様な性のあり方を表す「+」を組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す総称の1つです。

また、近年では、多様な性のあり方について、SOGIESC（ソジエスク）という言葉で表現することもあります。SOGIESCは、性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）、性表現（Gender Expression）と身体的特徴（Sex Characteristics）を合わせた言葉で、すべての人が性の多様性の当事者であることに焦点を当てようとするものです。

S O	G I	E	S C
性的指向 (好きになる性) Sexual Orientation	性自認 (心の性) Gender Identity	性表現 Gender Expression	身体的特徴 Sex Characteristics
レズビアン (Lesbian) 性自認が女性で、女性を好きになる人	トランスジェンダー (Transgender) 生物学的性と性自認が異なる人	一人称、服装、髪型、化粧、しぐさ、言葉遣いなど	身体づくりに基づく生物学的な性別のこと
ゲイ (Gay) 性自認が男性で、男性を好きになる人	エックスジェンダー (X-gender) 性自認が、男性・女性にあてはまらないと考えている人		
バイセクシュアル (Bisexual) 男性・女性どちらも恋愛対象になる人	シスジェンダー (Cisgender) 生物学的性と性自認が一致する人		
アセクシュアル (Asexual) 恋愛感情の有無にかかわらず、他者に対して性的欲求を抱かない人			
ヘテロセクシュアル (Heterosexual) 性的指向が異性に向く人			
クエスチョニング (Questioning) 性的指向や性自認がわからない人、決めたくない人			



基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくり

《基本目標Ⅱ 主要課題と取組の方向》

主要課題4 地域における男女共同参画の推進

- (1) 地域活動への男女の参画促進

主要課題5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

- (1) 審議会等への女性の登用推進
- (2) 市女性職員の登用推進

主要課題6 仕事と生活の両立支援

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (2) 子育て・介護の支援体制の充実

主要課題7 女性の活躍推進

- (1) 女性の就労支援
- (2) 働きやすい職場環境の整備

少子高齢化と人口減少社会という大きな課題に直面している我が国において求められるのは、多様な視点や価値観を取り入れた社会づくりです。人材の多様性（ダイバーシティ）の確保は、単なる労働力確保以上に、豊かな社会を築くための基盤となります。特に、女性が性別による差別なくその能力を十分発揮できる環境づくりが不可欠です。

地域活動においても、多様な人材が参画することが重要です。地域の課題解決や活性化に向けた活動に、性別に関係なく誰もが主体的に参加できることが、豊かで活力ある地域づくりにつながります。

近年、女性の就業率は上昇しているものの、企業等における女性管理職比率の向上や女性の持つ多様なスキルと知識を活かすには、女性活躍に対する理解の低さなどの課題が依然としてあります。男女共同参画社会の実現には、政策・方針決定過程への女性参画促進が欠かせません。すべての人が対等な立場で意思決定に関与できる機会を確保することが急務となっています。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進は、一人ひとりが希望するバランスで生活できる社会実現に向けて重要です。柔軟な働き方を推進し、出産育児等で離職した女性の再就職支援やキャリアアップ支援を強化することが求められています。

さらに、性別による差別的取り扱いや各種ハラスメント防止対策も徹底し、誰もが共に働きやすい職場環境整備も必要です。

主要課題4 地域における男女共同参画の推進

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
自治会長のうち、女性が占める割合	6.2% (令和7年度)	10% (令和12年度)

【現状と課題】

自治会長のうち、女性が占める割合は増加していますが、依然として少ない状況です。

意識調査では、参加経験のある活動について、【自治会、町内会などの活動】において、「役員経験がある」は女性（35.2%）が男性（31.8%）を3.4ポイント上回っています（図5）。また、【PTAや子ども会などの活動】においては、「役員経験がある」は女性（57.5%）が男性（10.6%）を46.9ポイントと大幅に上回っています（図5）。

一方、地域活動の場（PTA・自治会活動など）における男女平等感について、「平等になっている」は、女性（28.9%）が男性（41.6%）を12.7ポイント下回っています（図6）。この結果から、女性の大半が地域活動に参加しているものの、多くの女性が不平等を感じていることが示されています。

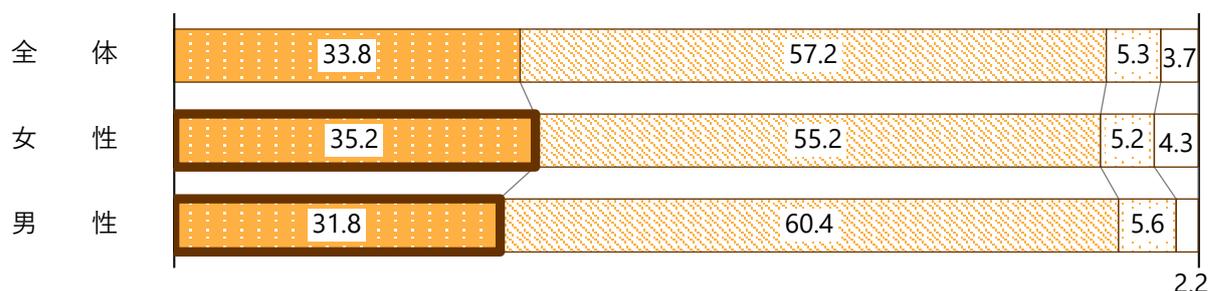
この背景には、「代表は男性が担い、女性が支える」、「子育てに関する活動は女性が主に担う」といった固定的性別役割分担意識が地域に根強く残っていると考えられます。

地域活動の担い手が性別や年齢等で区別・固定化されることなく、様々な選択ができることや、地域活動の方針決定過程に女性が参画していることが重要です。

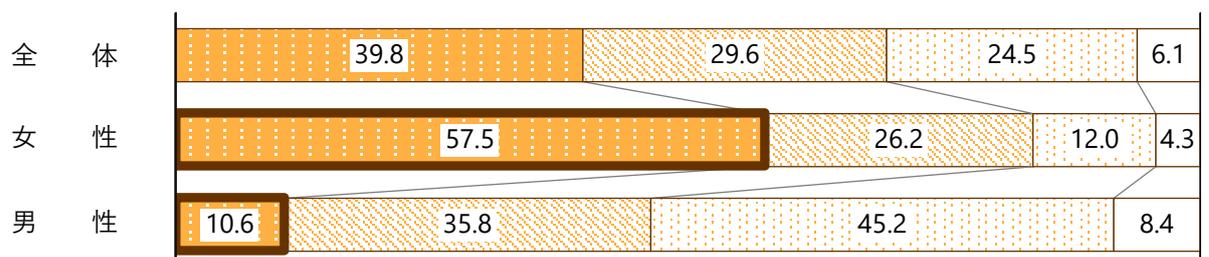
図5 参加経験のある活動（性別）

■役員経験がある ■活動、参加したことがある ■活動、参加したことがない □無回答

自治会、町内会などの活動 (%)



PTAや子ども会などの活動

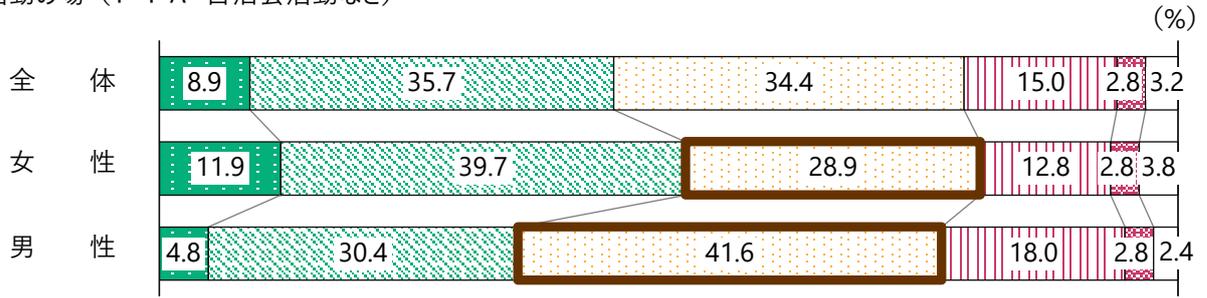


資料：令和5年「意識調査」より

図6 分野別男女平等感（性別）

■ 男性の地位が高い ■ どちらかという
男性の地位が高い ■ 平等になっている ■ どちらかという
女性の地位が高い ■ 女性の地位が高い □ 無回答

地域活動の場（P T A・自治会活動など）



資料：令和5年「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 地域活動への男女の参画促進

自治会活動やボランティア活動等の地域活動に、男女が対等な立場で参画できるよう取組を進めます。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	自治会長への女性の登用促進	継続	自治会活動における男女共同参画を実現するため、自治会長への女性の登用を促進します。	地域づくり推進課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 —	
			【参考指標】 —	
②	地域会議 ¹⁵ における男女共同参画の促進	継続	それぞれの地域の課題を検討・解決する地域会議に女性の構成員を確保し、男女共同参画の視点に立った住みよい地域づくりを推進します。	地域づくり推進課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 —	
			【参考指標】 女性構成員の割合	
③	介護支援いきいきポイント事業 (※)	継続	登録制の介護支援のボランティア活動に、男女が共に参画できるよう活動を支援します。	高齢者いきがい課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 —	
			【参考指標】 登録者数	

※ 関連計画「すこやかプラン・川越（川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画）」

¹⁵ 地域会議：地域の中で活動する各種団体等が主体となり、地域が抱える様々な課題について話し合い、課題の解決に向けた取組や将来の方向性について協議する組織で、住みよい地域づくりを市と協働して推進していくことを目的としている。

主要課題5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 《重点》

【女性活躍推進法に基づく推進計画】

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
各種審議会等における女性委員の登用率	31.0% (令和7年度)	42% (令和12年度)
市の女性管理職（課長級以上）の割合	14.9% (令和7年度)	25% (令和12年度)

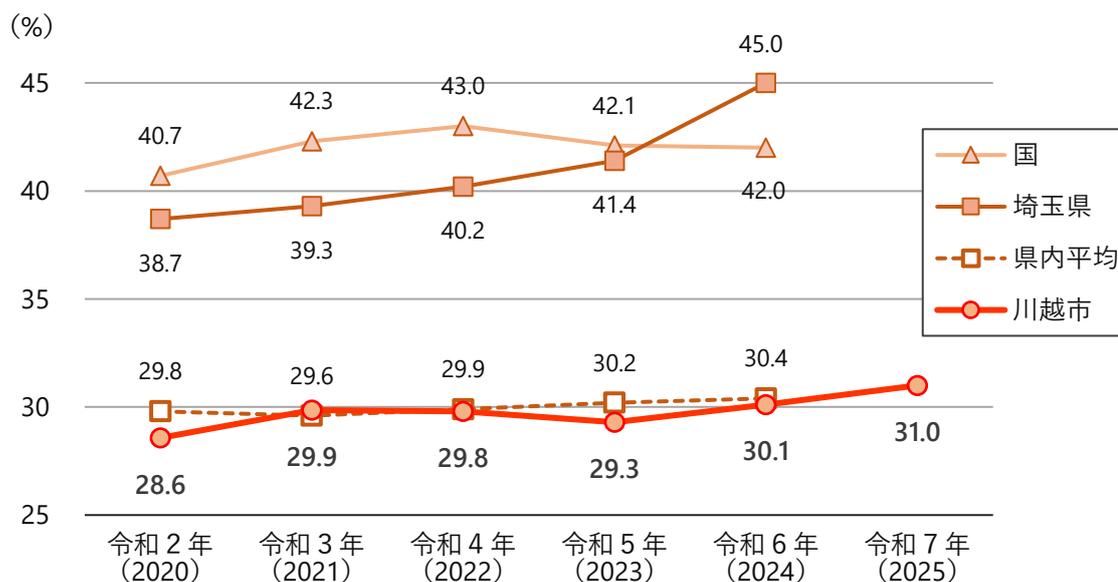
【現状と課題】

あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、様々な視点が確保され、多様性が尊重される社会の実現のために不可欠なものです。

前計画では、審議会等（法律又は条例設置の附属機関）における女性委員の割合を、令和7（2025）年度までに40%とすることを目標として取組を進めてきました。しかし、令和7（2025）年4月現在、その割合は31.0%であり（図7）、目標には達していません。徐々に改善はしているものの、県内市町村の平均値をやや下回っており、さらに国や県の状況と比較すると10ポイント以上の乖離があります。また、市の女性管理職（課長級以上）の割合も、目標の15%にはわずかに届きませんでした。指導的地位への女性の参画を進めていくことは、男女間の実質的な機会の平等や潜在的才能の発掘、社会の多様性と活力を高めていく観点から極めて重要です。

政策・方針決定過程への女性の参画を推進することは、自治体や企業等が果たすべき社会的責務であり、男女が対等な立場で、あらゆる分野の意思決定に参画できる機会を確保する必要があります。

図7 各種審議会等における女性委員の登用状況



資料：男女共同参画課調べ（川越市）および「令和6年度市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査結果」より作成（国、埼玉県、県内平均）

【取組の方向】

(1) 審議会等への女性の登用推進

各種団体等へ女性委員の推薦の協力依頼など、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に取り組み、市の各種審議会等における女性の登用をより一層推進するとともに、各方面で男女共同参画を推進する人材の登用に努めます。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	各種審議会等への女性の登用推進	継続	川越市審議会等における女性委員の登用の推進に関する要綱に基づき、女性委員の登用を推進します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 女性委員が1人もいない審議会等の数	
②	「川越市附属機関及び懇談会等の設置、運営等に関する指針」の周知	継続	「川越市附属機関及び懇談会の設置、運営等に関する指針」の周知を図り、各種審議会等の女性委員の登用を推進します。	行政改革推進課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
③	男女共同参画人材リストの活用	継続	男女共同参画人材リストにより、多方面で男女共同参画を推進する担い手となる人材を把握し、活用します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①登録者数、②活用件数	

コラム⑤ ポジティブ・アクション

ポジティブ・アクションとは、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

我が国における女性の参画は徐々に増加しているものの、諸外国と比べると低い水準であることはジェンダー・ギャップ指数（コラム⑥参照）からもわかるとおりです。

現状の男女の置かれた社会的状況には、個人の能力や努力によらない格差があり、実質的な機会均等の確保が必要となります。

女性参画拡大のためのポジティブ・アクションの手法

【クォータ制】

性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法

【ゴール・アンド・タイムテーブル方式】

指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示して、その実現に向けて努力する手法

【基盤整備を推進する方式】

研修の機会の充実、仕事と生活の調和など女性の参画の拡大を図るための基盤整備を推進する手法

出典：内閣府男女共同参画局ホームページ

【取組の方向】

(2) 市女性職員の登用推進

女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画に基づき、女性職員が多様な経験で能力を高め、管理職を目指しやすい環境を醸成し、キャリアを持続できるよう支援することにより、積極的な登用を推進します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進 (※)	継続	女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画に基づき、各種取組を実施します。	職員課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】－	
②	女性管理職の登用推進 (※)	継続	市職員における女性管理職の登用を推進します。	職員課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】－	
③	庁内プロジェクト会議への女性の登用推進	継続	庁内で組織されるプロジェクト会議における女性の登用を推進します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】①女性の登用率、②女性が1人もいないプロジェクト会議の数	

※ 関連計画「第二次川越市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(前期計画)」

コラム⑥ ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)

順位	国名	指数
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
...
42	米国	0.756
...
101	韓国	0.687
...
103	中国	0.686
...
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663

ジェンダー・ギャップ指数とは、世界経済フォーラムが、各国における男女間の格差を数値化し、ランク付けしたものです。経済分野、教育分野、健康分野、政治分野の4つのデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

令和7(2025)年に公表された順位は、日本は148か国中118位で先進国の中では最低レベルで、特に政治分野と経済分野の値が低くなっています。

世界全体で完全なジェンダー公正を実現するには123年かかるとされています。

分野ごとの順位(日本)

分野	スコア
経済	0.613
政治	0.085
教育	0.994
健康	0.973

資料：世界経済フォーラム
"The Global Gender Gap Report2025"

主要課題6 仕事と生活の両立支援 《重点》

【女性活躍推進法に基づく推進計画】

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
父親の育児休業の取得状況	19.0% (令和5年度)	30% (令和10年度)
保育園の待機児童数	9人 (令和7年度)	0人 (令和11年度)

【現状と課題】

一人ひとりが仕事と家庭生活、地域活動等に自らが希望するバランスで取り組むことができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の重要性はますます高まっています。意識調査では、「男女が仕事と家庭を両立するための条件」として、「柔軟な勤務体制を導入すること」（46.5%）や「育児・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」（37.7%）などが多く挙げられました（図8）。

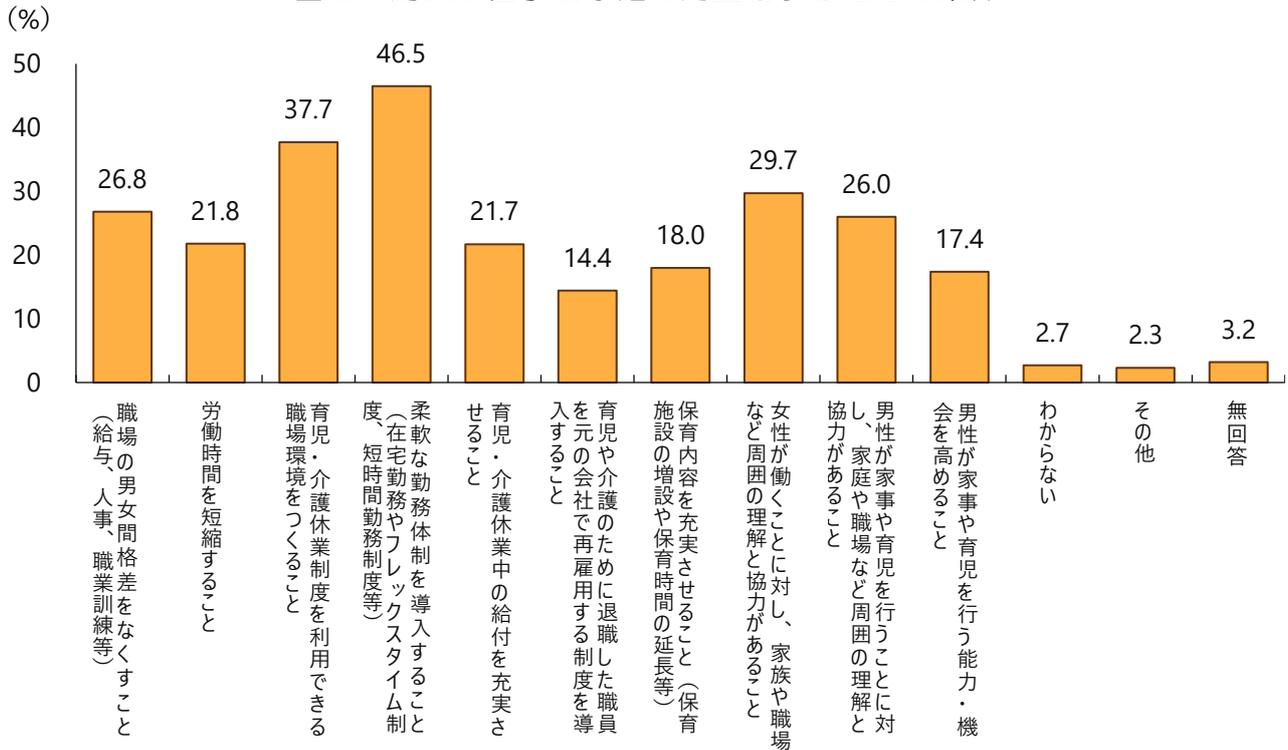
平成30（2018）年6月に成立したいわゆる「働き方改革関連法」により、従来の働き方や休み方、雇用管理が見直されています。令和6（2024）年5月には育児休業、介護休業等に関する法律が改正され、産後パパ育休（出生時育児休業）制度を通じた男性の育児参加促進や、妊娠・出産を理由としたハラスメントの禁止、介護休暇を取得できる労働者の要件緩和等、子育て世代や介護を担う世代に配慮した環境整備が進められています。

また、テレワークやオンラインツールの活用が進み、ライフスタイルに応じた働き方も広まりました。この流れを維持しつつ、さらなる多様性と柔軟性を備えた働き方を模索し続けることが重要です。

一方、令和5（2023）年度の育児休業の取得状況や育児・介護の参画状況についてみると、父親の育児休業の取得率（19.0%）が母親（49.2%）と比べ低く（図9）、家庭での役割分担でも子育て、介護共に女性が分担している割合が高くなっており（図10）、育児・介護等のケア労働負担は女性に偏っています。さらに母親のうち40.1%は「働いていない」と回答しており（図9）、女性が家庭で、育児などのケア労働を担当するために就労を控えている可能性を示唆しています。働きながら育児や介護をできる働き方の環境整備が重要です。

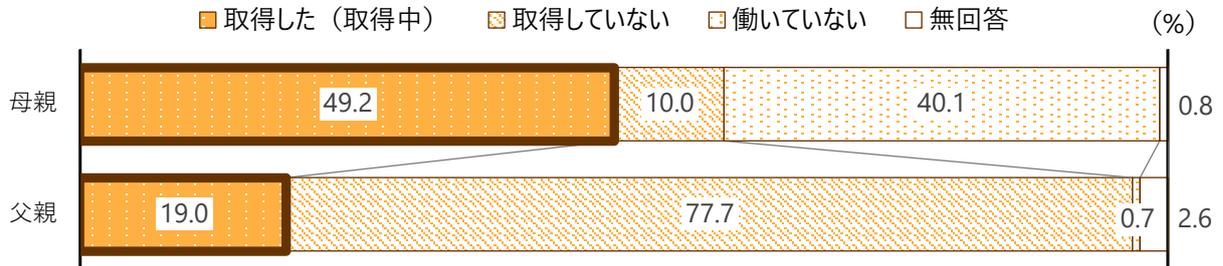
ワーク・ライフ・バランスの推進には企業の自主的な取組が不可欠ですが、事業主等への働きかけや、広く市民への啓発等に引き続き取り組む必要があります。

図8 男女が仕事と家庭の両立をするための条件



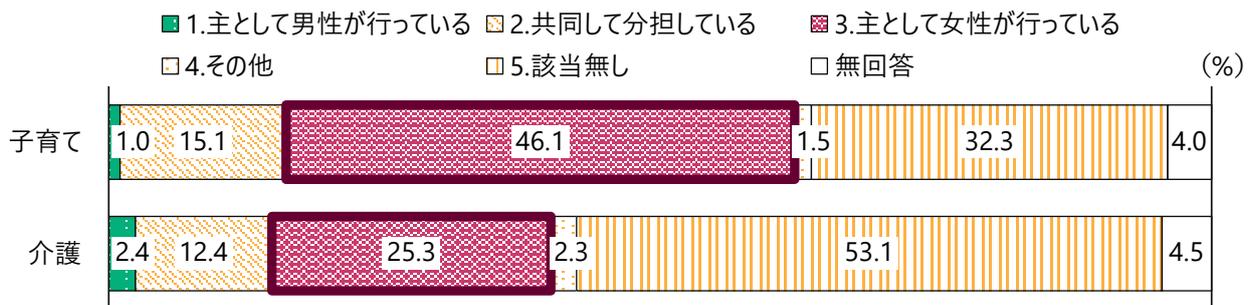
資料：令和5年「意識調査」より

図9 育児休業の取得状況



資料：「こども計画」より

図10 家庭生活での役割分担



資料：令和5年「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と家庭生活、地域活動、自己啓発等とのバランスを取りながら、それぞれの状況に応じたライフスタイルを選択できるように、ワーク・ライフ・バランスを推進させるための意識啓発や情報提供を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	ワーク・ライフ・バランスセミナー	継続	事業主や従業員等に対し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発のためのセミナーを開催します。	男女共同参画課 雇用支援課
			【事業指標】実施回数 【目標値】年1回	
			【参考指標】参加者数	
②	キャリア&ライフサポーター共同宣言企業の公表	継続	「キャリア&ライフサポーター共同宣言企業」を認定し、市ホームページで公表します。	雇用支援課
			【事業指標】事業内容 【目標値】－	
			【参考指標】認定企業数	
③	市男性職員の育児参加の促進 (※)	継続	職員の仕事と子育ての両立を支援するため、男性職員の育児参加を促進します。	職員課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】市男性職員の育児休業取得率(2週間以上)	
④	男性の家事・育児への参画促進	継続	男性の家事・育児への参画を促進するため、子育て中の保護者と乳幼児を対象とした育児に関する情報交換等を行う講座を開催し、子育てについて学ぶ機会を提供します。	中央公民館
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】①講座の数、②延べ参加者数	

※ 関連計画「次世代育成支援対策推進法に基づく「第三次川越市特定事業主行動計画(前期計画)」」

【取組の方向】

(2) 子育て・介護の支援体制の充実

仕事と育児・介護等の二者択一を迫られることなく、誰もが自らの意思によって生き方や働き方を選択できるようにするため、働きながら安心して子育てや介護ができる環境を整備します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	保育サービスの充実 (※1)	継続	多様な就労形態にあった保育サービスの充実を図ります。 ・通常保育、一時的保育、延長保育、 川越市保育ステーション事業、休日・夜間保育	保育課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
②	病児保育事業 (※1)	継続	病院、保育所等に付設された専用スペース等において、急変の認められない病気の児童や、病気の回復期にある児童の保育を行います。	こども育成課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①実施施設数、②延べ利用者数	
③	子育て短期支援事業 (※1)	新規	保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により、こどもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて、トワイライトステイ（平日夜間のこどもの預かり）及びショートステイ（宿泊を伴うこどもの預かり）を実施します。	こども家庭課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①トワイライトステイの利用者数（人日）、 ②ショートステイの利用者数（人日）	
④	放課後児童健全育成事業 (※2)	継続	共働き家庭等、留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後、学校の余裕教室等において適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。 ・民間放課後児童クラブ（こども育成課） ・学童保育室（教育財務課）	こども育成課 教育財務課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①登録児童数（こども育成課）、②受入児童数（教育財務課）	

※1 関連計画「川越市こども計画」

※2 関連計画「川越市こども計画」、「第四次川越市教育振興基本計画」

No.	事業名	区分	事業内容	担当
⑤	ファミリー・サポート・センターの充実 (※1)	継続	地域において子育ての相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センターの充実を図ります。	こども育成課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】活動回数	
⑥	介護支援の充実 (※2)	継続	介護者の負担軽減等を図るため、介護保険施設等の介護サービスの基盤整備を図ります。	介護保険課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】市が整備を進める施設等の数	
⑦	家族介護支援事業 (※2)	新規	介護者の身体的・精神的負担を軽減するため、様々な事業を実施し、要介護高齢者を現に介護している家族等を支援します。	地域包括ケア推進課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】①開催回数、②延べ参加者数	

※1 関連計画「川越市こども計画」

※2 関連計画「すこやかプラン・川越（川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画）」



主要課題7 女性の活躍推進 《重点》

【女性活躍推進法に基づく推進計画】

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
勤務先の女性の労働環境で「不平等はない」の割合	46.7% (令和5年度)	50%以上 (令和10年度)

【現状と課題】

就業は、経済的な基盤であるとともに、個人の自己実現にもつながるものです。

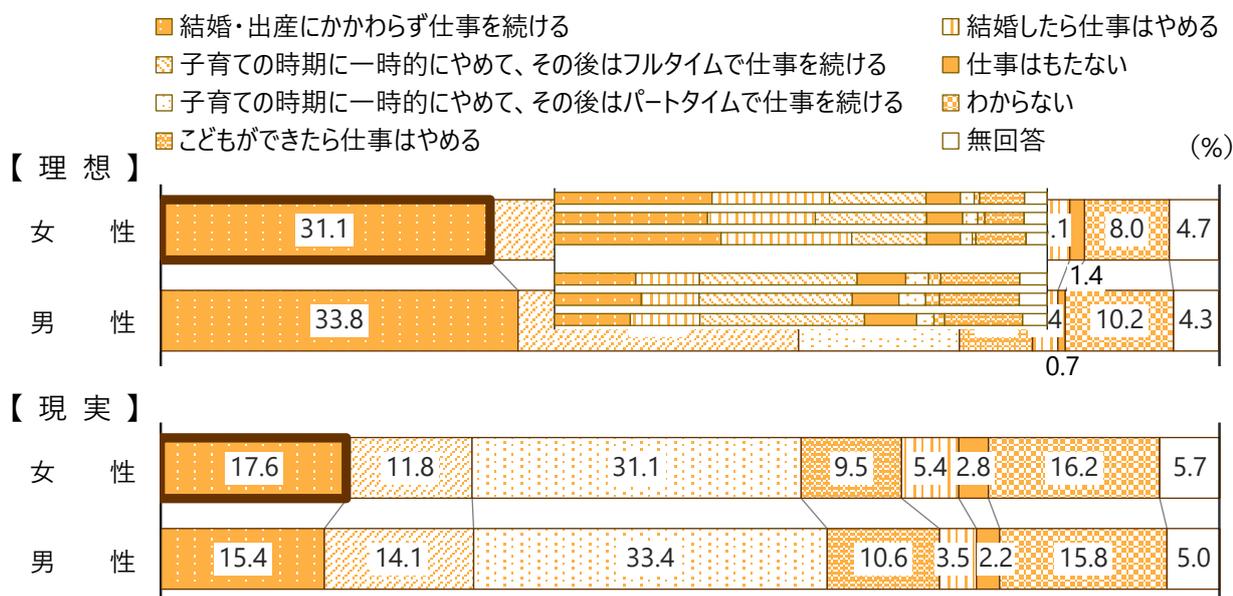
女性を取り巻く労働環境の整備は進みつつありますが、依然として男女間には雇用形態や賃金、昇進・昇格の機会等に格差があり、これらの解決は重要な課題となっています。

意識調査では、女性の働き方の理想と現実を性別にみると、【理想】として「結婚・出産にかかわらず仕事を続ける」と回答した女性は31.1%でしたが、【現実】では17.6%にとどまり、「子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事を続ける」が最も高くなっています（図11）。

出産・育児等による離職後の再就職支援や起業支援、資格取得などを通じて個人の能力が発揮できるよう、一層の支援を進めていく必要があります。また、デジタル化が加速する中で、新たなスキル取得支援も求められています。

また、令和2（2020）年の「男女雇用機会均等法」改正により職場におけるハラスメント防止対策が強化され、令和7（2025）年には、いわゆるカスタマーハラスメント、求職者等へのセクシュアルハラスメント等のハラスメントのない職場づくりや、女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、労働施策総合推進法等が改正されています。本市においては、令和6（2024）年に「川越市ハラスメント根絶宣言」を行い、ハラスメントのない良好な職場環境の実現にむけて取組を行っています。

図11 女性の働き方の理想と現実



資料：令和5年「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 女性の就労支援

出産・育児等により離職した女性の再就職、就業や起業、資格取得やスキルアップ等のため、時勢に応じた講座の開催や情報提供等を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	就労支援講座の実施	継続	女性の雇用の促進を図るため、就労に必要な情報を提供するとともに、就職活動に資するセミナーを開催します。	雇用支援課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①実施回数、②延べ参加者数	
②	各種資格取得・スキルアップ講座の実施	継続	ウェスタ川越内の男女共同参画推進施設において、女性の就労支援に係る資格取得やスキルアップのための講座を実施します。	男女共同参画課
			【事業指標】 講座開催時間数 【目標値】 年 190 時間	
			【参考指標】 ①講座の数、②延べ参加者数	
③	創業支援 (※)	継続	関係団体と連携してセミナーや相談事業等を実施することにより、創業に向けた支援を行います。	産業振興課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 支援件数	

※ 関連計画「川越市産業振興ビジョン」

コラム⑦ DE&I

現代のグローバル化した社会では、多様性（Diversity）、公平性（Equity）、そして包摂性（Inclusion）がますます重要なテーマとなっています。これらは持続可能な未来への鍵です。それぞれの組織やコミュニティがこの理念を真摯に受け止め実践していくことで、多くの課題解決につながり、新たな価値を創造して豊かな社会として成長していくのです。

多様性（ダイバーシティ）

性別、人種、年齢など、多様な背景や視点を持つ人々が共存することを指します。多様な価値観を理解し尊重し合うチームは異なる視点やアイデアをもたらし、新しい問題解決策やイノベーションを生む力があります。

公平性（エクイティ）

すべての人が公正な機会を得られるようにすることです。平等に同じ条件を提供（Equality）して終わるだけでなく、それぞれの個人が直面する障壁を取り除くことをいいます。

包摂性（インクルージョン）

多様な個人がその組織やコミュニティ内で受け入れられ、それぞれの個性を活かしながら、組織や社会の一員として安心して参加・活躍できる環境を作ることです。

【取組の方向】

(2) 働きやすい職場環境の整備

働きたい人が性別により差別されることなく、自らの個性や能力を十分に発揮できるように職場環境の整備を行うことが必要です。

誰もが働きやすい職場環境にするため、いかなるハラスメントも許さない職場の機運醸成を図る必要があります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	事業所における男女共同参画の推進	継続	市の入札等に参加する事業者の、子育て支援や女性の活躍推進に向けた取組を評価します。	契約課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】評価項目における「子育て支援」「女性技術者の雇用」の件数	
②	事業所におけるハラスメント防止の啓発	継続	ハラスメントの防止に向けた研修等の実施や、情報発信による意識啓発を行います。	男女共同参画課 雇用支援課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】－	
③	市役所におけるハラスメント防止対策	継続	ハラスメントの起こらない職場づくりを目指し、職員を対象に、ハラスメントについての正しい理解と適切に対応するための知識等を習得するための研修を実施します。	総務課 職員課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】－	

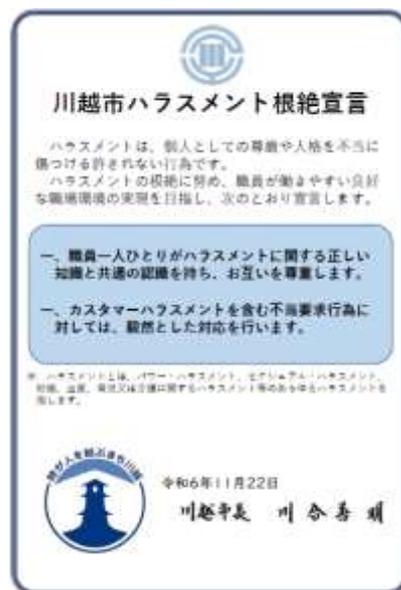
コラム⑧ 川越市ハラスメント根絶宣言

ハラスメントは、個人の能力の発揮に悪影響を及ぼし、良好な職場環境を阻害する要因です。ハラスメントが重大な人権侵害になる可能性があるという認識をもち、どのような言動がハラスメントに該当するかを考え、その防止に努めていく必要があります。

本市では令和6（2024）年11月22日に、ハラスメントのない良好な職場環境を実現するための契機として、「川越市ハラスメント根絶宣言」をしました。

【宣言内容】

- 一、職員一人ひとりがハラスメントに関する正しい知識と共通の認識を持ち、お互いを尊重します。
- 一、カスタマーハラスメントを含む不当要求行為に対しては、毅然とした対応を行います。



基本目標Ⅲ すべての人が安心して暮らせるまちづくり

〈基本目標Ⅲ 主要課題と取組の方向〉

主要課題 8 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

- (1) 地域防災活動への女性の参画・啓発活動
- (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

主要課題 9 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

- (1) 高齢者・障害者の社会参加の促進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 外国籍市民への支援

主要課題 10 生涯を通じた心身の健康支援

- (1) 妊娠・出産等における相談・支援の充実
- (2) 生涯を通じた健康支援の充実
- (3) 生命と健康を守る教育・啓発

主要課題 11 困難な問題を抱える女性への支援

- (1) 相談窓口の充実
- (2) 関係機関等との連携・民間団体の育成

主要課題 12 配偶者暴力相談支援センターの機能充実

- (1) 配偶者暴力相談支援センターの充実
- (2) DV被害者の安全確保
- (3) 暴力防止の啓発

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりが互いに尊重し合い、様々な社会的特性をもつ方々が安心して暮らせる社会であることが求められます。

近年では、大雨といった異常気象の発生頻度の増加や今後予測される大地震等、自然災害への対策がますます重要になっています。非常時にすべての人が安心して避難生活や復興活動を行えるよう、災害から受ける影響やニーズの違いに配慮し、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。

高齢者や障害者、ひとり親家庭、外国籍市民等はその社会的特性から、経済的困窮や孤立といった困難を抱えやすく、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見が相まって更に複合的な困難を抱える場合があります。こうした人々の不安を解消し生きがいを持って活躍できるよう、多様な学習機会の提供や社会参加の取組を促進します。

男女間の身体的差異やライフステージによる健康上の違いを理解することも重要です。性別を問わず、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアや人生 100 年時代の活躍を見据えた健康への取組を推進します。

DV、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントといった暴力は、性別にかかわらず、安心な暮らしを妨げる大きな要因となっています。その被害者の多くの場合は女性です。生活困窮や家族関係破綻等の問題と複合して、複雑化、多様化した困難な問題を抱える女性¹⁶への支援が求められます。

コラム⑨ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、性や妊娠・出産に関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態にあること（リプロダクティブ・ヘルス）を基本的人権（リプロダクティブ・ライツ）に位置付ける理念のことをいいます。「性の自己決定権」とも呼ばれており、次のようなことが含まれています。

- ◆ こどもを産むか、産まないか、いつ何人産むかを自分で決めること
- ◆ 安全な妊娠・出産をすること
- ◆ こどもが健康に養育されること
- ◆ 妊娠や出産、性感染症、不妊等に関する必要な情報、サービスを必要な時に受け取れること

コラム⑩ プレコンセプションケア『プレコン』

プレコンセプションケアは元来、周産期死亡率の低下や新生児予後の改善を目的とした、健康な妊娠・出産を目指す「妊娠前のケア」という概念でした。

現在はそれにとどまらず、生涯にわたり、身体的・精神的・社会的に健康な状態であるための取組として、「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う」概念です。

若い女性のやせや男女問わず肥満、喫煙、基礎疾患、出産年齢の高齢化などが、不妊やリスクの高い妊娠の可能性を高めるといわれています。プレコンセプションケアを行うことで、妊娠前にリスクを減らし、健やかな妊娠・出産、さらには生まれてくる赤ちゃんの健康に繋がります。また、妊娠・出産を考えていなくても、プレコンセプションケアでいまの自分がさらに健康になり、より豊かな人生の実現にもつながります。

¹⁶ 困難な問題を抱える女性：性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

主要課題8 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 《重点》

【成果指標】

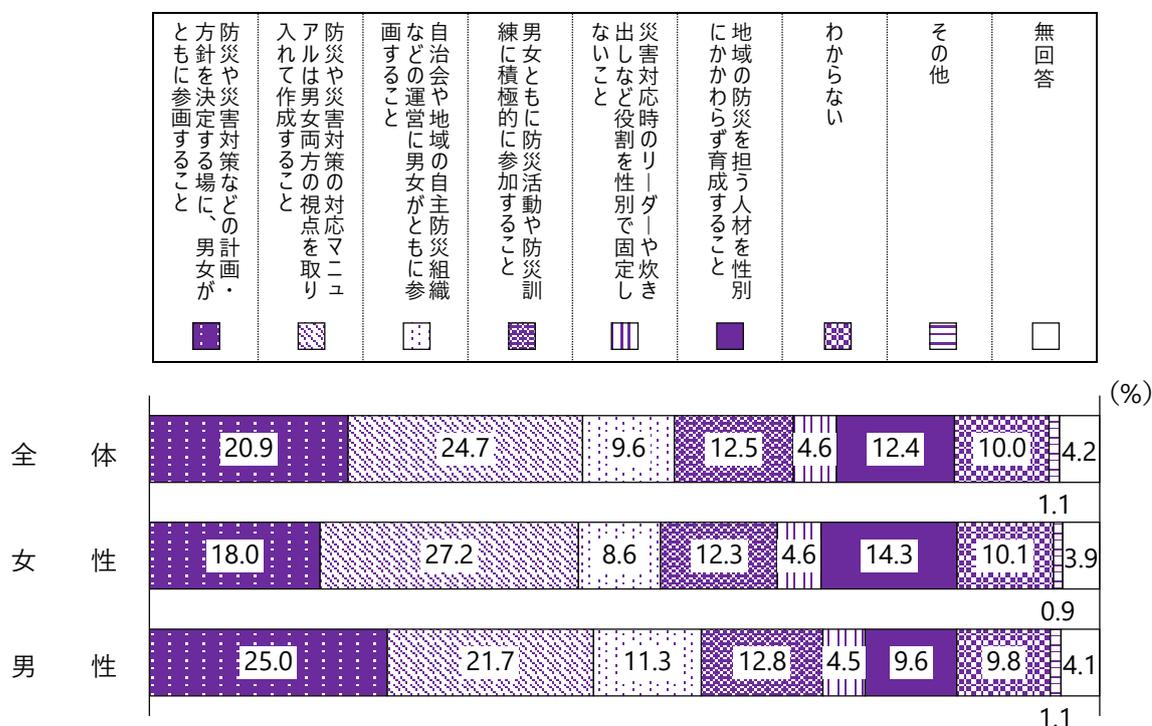
指標名	策定時	目標値
女性消防団員の人数	21人 (令和7年度)	25人 (令和12年度)

【現状と課題】

平成23(2011)年に発生した東日本大震災以降、台風や大雨による洪水など、さまざまな自然災害が頻発する現代において、防災意識の高まりとともに、男女共同参画の視点に立った防災対策が喫緊の課題となっています。災害発生時にはとりわけ女性や子ども、脆弱な状況¹⁷にある人々がより大きな影響を受けることが指摘されており、令和6(2024)年能登半島地震における被災者支援においても、避難所等で女性のニーズに配慮した対応が十分ではなく、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が求められています。

「川越市地域防災計画」でも、女性や子育てに配慮した避難所の運営など、男女共同参画の視点が盛り込まれています。非常時にすべての人が安心して避難生活や復興活動を行うため、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進が必要です。

図12 防災分野における男女共同参画推進のために必要なこと



資料：令和5年「意識調査」より

¹⁷ 脆弱な状況：個人やコミュニティ、システムが外部からの危険事象（自然災害や経済的ショックなど）やストレスに対して特に影響を受けやすい状態を指します。このような状況では、身体的、社会的、経済的、及び環境的な要因が組み合わさって、その対象がリスクにさらされる可能性が高まります。

【取組の方向】

(1) 地域防災活動への女性の参画・啓発活動

日頃からの地域における防災活動などに女性の参加を促進すると共に、女性の視点を活かした災害対策の重要性に関する啓発活動を通じて、地域防災活動への理解の醸成に努めます。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	防災訓練等への女性の参画促進	継続	川越市が主催する防災訓練や防災講話の参加者を募集する際、女性の積極的な参加を呼びかけます。	防災危機管理室
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
②	防災講話	継続	さまざまな世代に向け、自主防災組織への女性の参加や、女性視点からの防災対策の重要性を含め、防災に関する啓発活動を行います。	防災危機管理室
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 実施回数	

【取組の方向】

(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

災害から受ける様々な影響は、性別や特性等により異なることから、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策や避難所の運営を行い、すべての人が安心して避難生活や復興活動を行うことができる環境の充実を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	女性消防団員の確保	継続	消防団への女性の参加を増やし、災害の予防・啓発活動の活性化を図ります。	消防局総務課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
②	女性の視点を取り入れた避難所の運営 (※)	継続	避難所運営のルール等に女性の視点を取り入れられるよう、マニュアルの整備等を行います。	防災危機管理室
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
③	女性の視点を取り入れた防災備蓄品の充実 (※)	継続	災害時における男女のニーズの違いに配慮した備蓄品の定期的な更新を行います。	防災危機管理室
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	

※ 関連計画「川越市地域防災計画」

主要課題9 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
幸福だと感じている高齢者の割合	43.0% (令和4年度)	43.1%以上 (令和12年度)
一般就労への移行者数	21人 (令和3年度)	29人 (令和12年度)

【現状と課題】

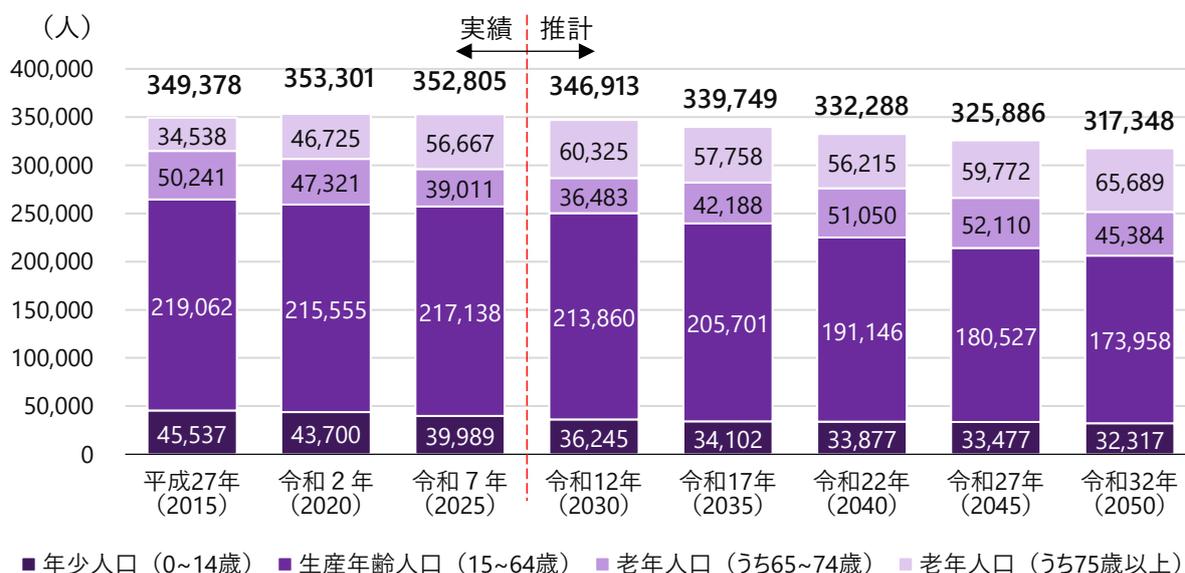
本市では、令和7(2025)年1月1日時点における、年少人口(0~14歳)が11.3%、老年人口(65歳以上)が27.2%と少子高齢化が進んでいます。10年後の令和17(2035)年の推計値では、本市の人口が35万人を下回るとともに、年少人口は10.0%、老年人口は29.4%と少子高齢化がより進んでいくと見込まれています(図13)。

高齢者や障害者は日常生活や社会参加において制約を受けやすく、特に単身高齢者の増加に伴う社会的孤立のリスクが高まっています。高齢者や障害者が自立し、社会の一員として自分らしく生活できる環境の整備が求められます。

また、ひとり親家庭は、経済的困窮(図14)や精神的な疲弊による孤立感など様々な困難に直面し、とりわけ女性は、出産や育児による離職、男性に比べ非正規雇用の就労が多いことなど、経済的に不安定な状況に置かれやすい傾向にあります。ひとり親家庭の自立に向けた取組が必要です。

一方、外国籍市民は年々増加しており(図15)、言語や文化、価値観の違い等から地域に馴染めないなど問題を抱えがちです。本市で生活する外国籍市民に対し、多言語による情報の提供や「言葉の壁」の解消を図るための支援等が必要です。

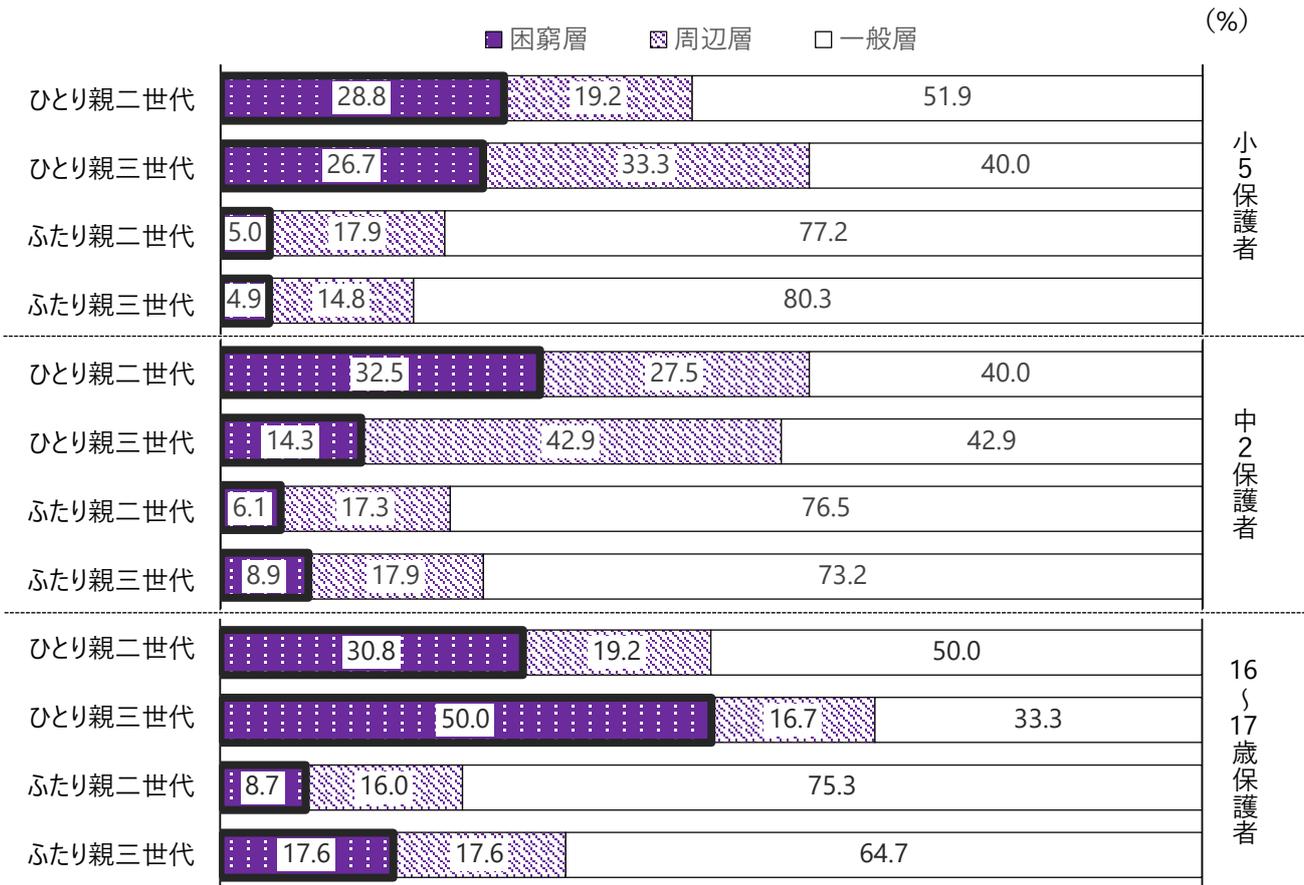
図13 年齢3区分別人口の推移



■ 年少人口(0~14歳) ■ 生産年齢人口(15~64歳) ■ 老年人口(うち65~74歳) ■ 老年人口(うち75歳以上)

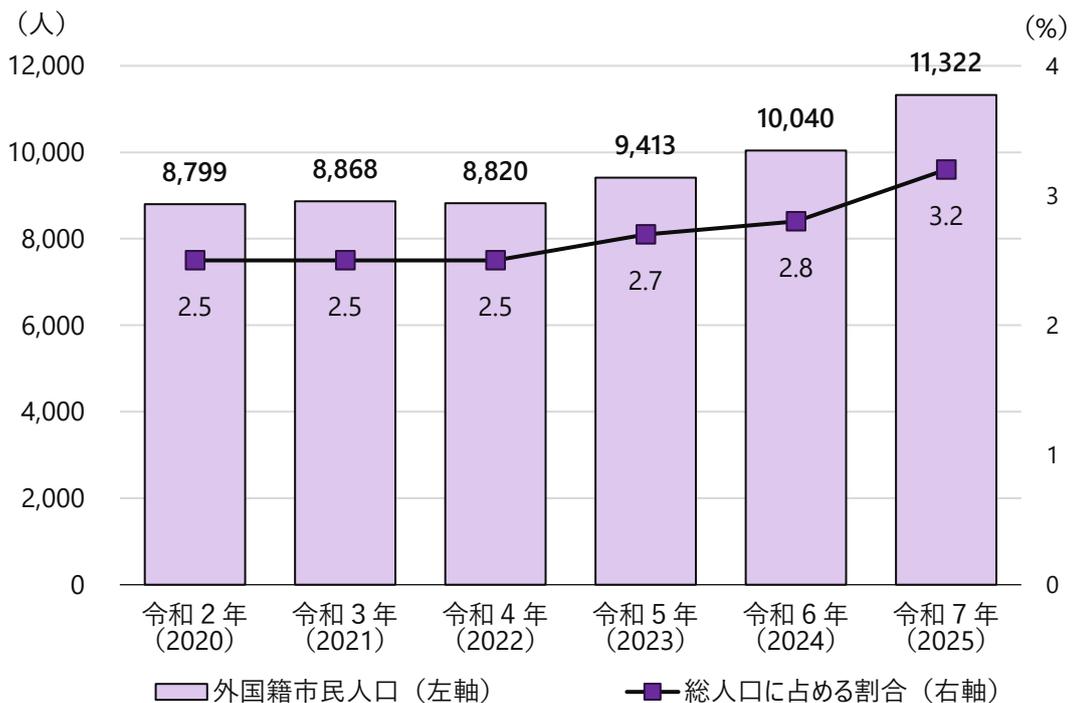
資料：政策企画課調べ

図 14 生活困難層の割合（世帯タイプ別）



資料：「こども計画」より

図 15 外国籍市民人口の内訳と推移



資料：「川越市住民基本台帳」より

【取組の方向】

(1) 高齢者・障害者の社会参加の促進

高齢者や障害者がその知識や能力を活かし、自ら意欲的に社会に参加できるよう、交流や学習の機会の促進と就労支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	高齢者・障害者向け講座の実施 (※1)	継続	川越市総合福祉センターにて、高齢者や障害者の多様なニーズに対応した生涯学習の機会を提供し、交流活動を支援します。	障害者福祉課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①講座の数、②延べ参加者数	
②	高齢者向け講座の充実	継続	高齢者が自ら意欲を持って学び、健康で生きがいのある毎日を送るための各種講座を開催します。	中央公民館
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①講座の数、②延べ参加者数	
③	障害者が参加できる講座の充実	継続	障害者の学ぶ機会を充実することで、障害者の社会参加を促進し、障害がある人への理解の促進を図ります。	中央公民館
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①講座の数、②延べ参加者数	
④	老人クラブ活動助成事業 (※2)	新規	老人クラブが行う社会奉仕活動、老人教養講座、健康増進のための事業等の実施に必要な経費を助成し、高齢者の地域参画や健康づくりに取り組む老人クラブの活動を支援します。	高齢者いきがい課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 老人クラブの数	
⑤	シルバー人材センターの充実 (※2)	継続	川越市シルバー人材センターと連携し、就労を通じて高齢者が活躍できる機会の確保を図ります。	高齢者いきがい課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 会員数	

※1 関連計画「川越市障害者支援計画」

※2 関連計画「すこやかプラン・川越（川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画）」

【取組の方向】

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が自立し、安定した生活を送れるよう、相談・支援事業等を実施し、生活の質の向上と自立に向けた支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	ひとり親家庭相談 (※1)	新規	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の様々な悩みや社会生活全般についての相談に応じます。また、相談内容に応じ、関係機関と連携して支援を行います。 【事業指標】実施日数 【目標値】開庁日 【参考指標】相談件数	こども家庭課
②	ひとり親家庭等生活向上事業 (※1)	継続	子育てと生計維持の両立に向け、ひとり親の母等が定期的に集い、情報交換や家計管理等に関する学習をする場を提供します。 【事業指標】実施内容 【目標値】－ 【参考指標】延べ参加者数	こども家庭課
③	自立支援給付金事業 (※1)	継続	ひとり親の方で、経済的自立を目指して資格取得のために講座を受講する方に対して、給付金を支給します。給付には一定の条件があります。 【事業指標】実施内容 【目標値】－ 【参考指標】支給件数	こども家庭課
④	母子家庭等就業・自立支援センター事業 (※1)	継続	ひとり親家庭等の就労による自立を支援するため、就労相談や就労情報の提供等を行い、就労支援講習会を開催します。 【事業指標】実施内容 【目標値】－ 【参考指標】延べ利用者数	こども家庭課
⑤	生活困窮者自立支援事業 (※2)	継続	ひとり親家庭が生活に困窮した場合に、就労支援や家計改善、住居確保等の包括的かつ継続的な支援を行います。 【事業指標】実施内容 【目標値】－ 【参考指標】相談件数	生活福祉課

※1 関連計画「川越市こども計画」

※2 関連計画「みんなで作る福祉のまち川越プラン（第四次川越市地域福祉計画・第五次川越市地域福祉活動計画）」

【取組の方向】

(3) 外国籍市民への支援

外国籍市民が、言語や文化の障壁を感じることなく安心して暮らせるよう、ニーズの把握に努めるとともに、多言語による情報提供や日本語教室を通じた支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	外国籍市民会議 (※)	継続	外国籍市民の意見を市政に取り入れ、多文化共生社会の実現を図ります。	国際文化交流課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 開催回数	
②	日本語教室 (※)	継続	国際交流センターや公民館などで日本語教室を開催します。	国際文化交流課 中央公民館
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 開催回数	
③	語学指導補助員の配置	新規	各学校に在籍する外国籍児童生徒のうち、特に日本語指導が必要とされる児童生徒に対して、語学指導補助員の配置を推進し、日本語指導や学校生活への適応指導の支援等、個に応じた教育の充実を図ります。	学校管理課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 語学指導補助員の配置回数	

※ 関連計画「第六次川越市国際化基本計画」

主要課題10 生涯を通じた心身の健康支援

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
65歳からの健康寿命	男性：17.99年 女性：20.75年 (令和6年度)	男性：17.99年以上 女性：20.75年以上 (令和12年度)

【現状と課題】

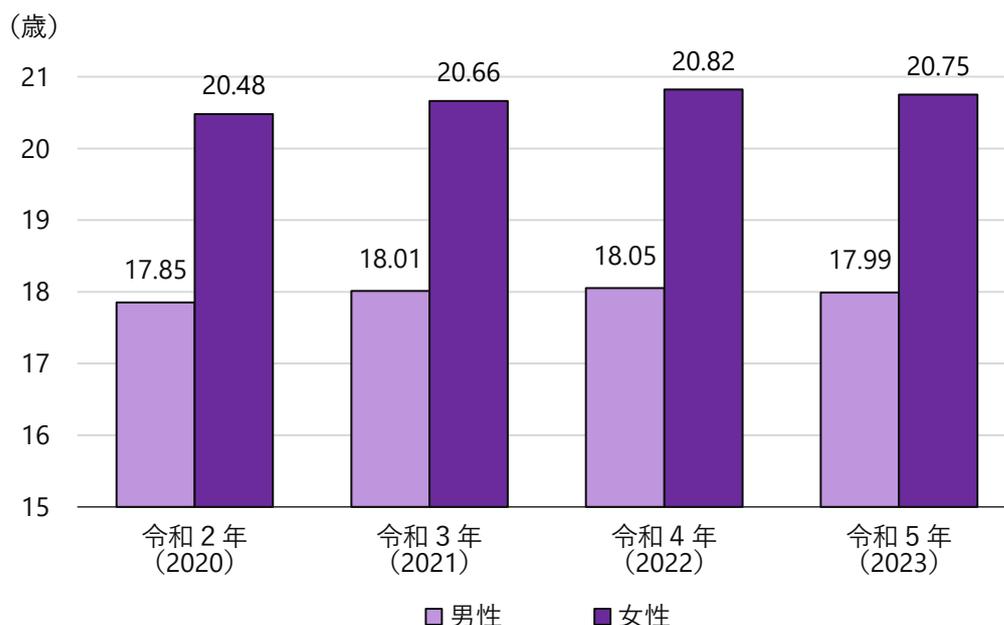
女性は妊娠や出産をはじめとする特有の身体的特徴を有するため、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の視点は、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権が尊重され、尊厳をもって生きるために特に重要です。

本市では、「プレコンセプションケア」を推進し、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、一人ひとりが妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や自分自身の健康に向き合うための知識の普及に努めています。

老年期の健康の基盤は、それまでのライフステージに基づいて形成され、生涯にわたって影響を与えます。特に、更年期は人生100年時代の活躍を見据えた1つの転換期となることから、健（検）診等による疾病の早期発見、早期治療や生活習慣の改善による生活習慣病や更年期障害のケアなどが必要となります。また、生涯にわたる健康支援としては、生涯スポーツを通じた健康増進にも取り組んでいきます。

高齢化社会において、高齢者が自ら意欲的に社会の一員として生活するためには、健康で過ごせる期間を長く保つという健康寿命を延ばしていくことが求められます。

図16 65歳健康寿命



資料：埼玉県衛生研究所データ（地域別健康情報 令和3年度版～令和6年度版）より

【取組の方向】

(1) 妊娠・出産等における相談・支援の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、各種健診・訪問指導・相談事業等を実施し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行います。また、妊娠・出産を望む方の希望を叶えることができるよう支援します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	妊婦健康診査 (※1)	継続	妊婦健康診査にかかる費用を一部助成することで、妊婦及び胎児の健康状態を定期的に把握するとともに、定期的な受診勧奨を促します。	母子保健課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 -	
			【参考指標】 実施回数	
②	両親学級等事業 (※1)	継続	妊婦とそのパートナー等に対して、妊娠・出産・育児・栄養についての正しい知識を普及し、妊娠中の不安の解消とパートナーの育児参加を支援します。	母子保健課
			【事業指標】 実施回数 【目標値】 年12回以上	
			【参考指標】 延べ参加者数	
③	妊婦等包括相談支援事業 (※1)	新規	妊婦とその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行い、安心して出産・子育てができる環境を整えます。	母子保健課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 -	
			【参考指標】 実施数	
④	乳児家庭全戸訪問事業 (※1)	継続	専門職(保健師、助産師)が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する相談や情報提供、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整を行います。	母子保健課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 -	
			【参考指標】 訪問数	
⑤	不妊・不育症に対する支援 (※1)	新規	不妊・不育症検査にかかる検査費用の一部を助成するとともに、不妊専門相談センターにおいて専門医による相談を実施します。	母子保健課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 -	
			【参考指標】 助成件数、相談件数	
⑥	妊娠を希望する女性等への風しん予防接種 (※2)	新規	生まれてくる子どもを先天性風しん症候群から守るため、抗体価の低い妊娠を希望する女性等に予防接種を受けやすい環境を提供します。	健康管理課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 -	
			【参考指標】 補助件数	

※1 関連計画「川越市こども計画」

※2 関連計画「第四次川越市保健医療計画」

【取組の方向】

(2) 生涯を通じた健康支援の充実

生活習慣病の予防と早期発見のため健康教室の開催や保健指導、各種健（検）診に加え、スポーツを通じた健康増進の取組を進め、生涯にわたる心身の健康を支援していきます。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担 当
①	健康教育・健康相談の実施 (※1)	継続	生活習慣病の予防や健康に関する各種健康教室を開催するほか、個別の相談に応じます。	健康づくり支援課
			【事業指標】実施内容 【目 標 値】－	
			【参考指標】①参加者数、②相談者数	
②	特定健康診査 (※2)	継続	生活習慣病の予防と早期発見を促すため健康診査を実施します。	国民健康保険課
			【事業指標】実施内容 【目 標 値】－	
			【参考指標】受診率	
③	特定保健指導 (※2)	継続	生活習慣病の発症と重症化を予防するため、特定保健指導を実施し、生活習慣を見直す機会を提供します。	国民健康保険課
			【事業指標】実施内容 【目 標 値】－	
			【参考指標】実施率	
④	後期高齢者医療健康診査・人間ドック (※3)	継続	後期高齢者の疾病等を早期に発見し、適切に医療につなげて重症化を予防することを目的として、健康診査・人間ドックを実施します。	高齢・障害医療課
			【事業指標】実施内容 【目 標 値】－	
			【参考指標】受診率	
⑤	子宮がん・乳がん検診 (※3)	継続	早期発見に結びつけるため、女性特有のがんに関する検診を実施し、定期的な受診を促します。	健康管理課
			【事業指標】実施内容 【目 標 値】－	
			【参考指標】受診者数	
⑥	スポーツ教室・大会等の充実 (※4)	新規	魅力のある多様なスポーツ教室・大会等を開催し、スポーツを楽しむ機会を提供するとともに、年齢や性別等を問わず誰もがスポーツにアクセスしやすい環境を整備します。	スポーツ振興課
			【事業指標】実施内容 【目 標 値】－	
			【参考指標】－	

※1 関連計画「すこやかプラン・川越（川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画）」、「健康かわごえ推進プラン（第3次）」

※2 関連計画「川越市国民健康保険 第3期保健事業等実施計画（データヘルス計画）」

※3 関連計画「健康かわごえ推進プラン（第3次）」

※4 関連計画「第四次川越市スポーツ推進計画」

【取組の方向】

(3) 生命と健康を守る教育・啓発

一人ひとりが健康に向き合うために、性感染症予防や薬物乱用防止についての正しい知識の普及・啓発を行います。また、発達段階に応じた性教育等を通じて命と人権を大切に
する意識の醸成を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担 当
①	性感染症の検査 (※1)	継続	エイズを含む性感染症に関する検査を実施し、病気の早期発見・早期治療により、病気のまん延防止を図ります。	保健予防課
			【事業指標】 実施内容 【目 標 値】 ー	
			【参考指標】 実施件数	
②	性感染症予防の出前講座 (※2)	継続	市内の中学校等を対象にエイズを含む性感染症に関する正しい知識を普及・啓発するため、出前講座を実施します。	保健予防課
			【事業指標】 実施校数 【目 標 値】 全 22 校	
			【参考指標】 ー	
③	学校における性教育の充実	継続	学習指導要領にもとづき、発達段階に応じて生命と人権を大切にする性教育を実施します。	教育指導課
			【事業指標】 実施校数 【目 標 値】 市立学校全 56 校	
			【参考指標】 ー	
④	子育て体験学習 (※3)	継続	市立中学校において、乳幼児及びその保護者との交流、妊婦体験及び誕生学講座を実施し、自己肯定感の高揚や母性・父性の育成を支援します。	こども育成課
			【事業指標】 実施校数 【目 標 値】 全 22 校	
			【参考指標】 ー	
⑤	薬物乱用防止の啓発 (※4)	継続	イベントにおいてリーフレットの配布や広報等に掲載するなどして必要な情報提供を行います。	保健総務課
			【事業指標】 実施内容 【目 標 値】 ー	
			【参考指標】 ー	

※1 関連計画「第四次川越市保健医療計画」、「川越市こども計画」、「第二次川越市自殺対策計画」

※2 関連計画「川越市こども計画」、「第二次川越市自殺対策計画」

※3 関連計画「川越市こども計画」

※4 関連計画「第四次川越市保健医療計画」

主要課題 1.1 困難な問題を抱える女性への支援 《新規》《重点》

【女性支援法に基づく基本計画】

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
「市の情報提供に対する満足度」のうち、『提供されている』と感じる女性の割合	82.4% (令和6年度)	85% (令和12年度)
生活（こころと体、家庭、法律、くらしなど）に関する様々な相談窓口があることの認知度	58.6% (令和4年度)	70% (令和10年度)

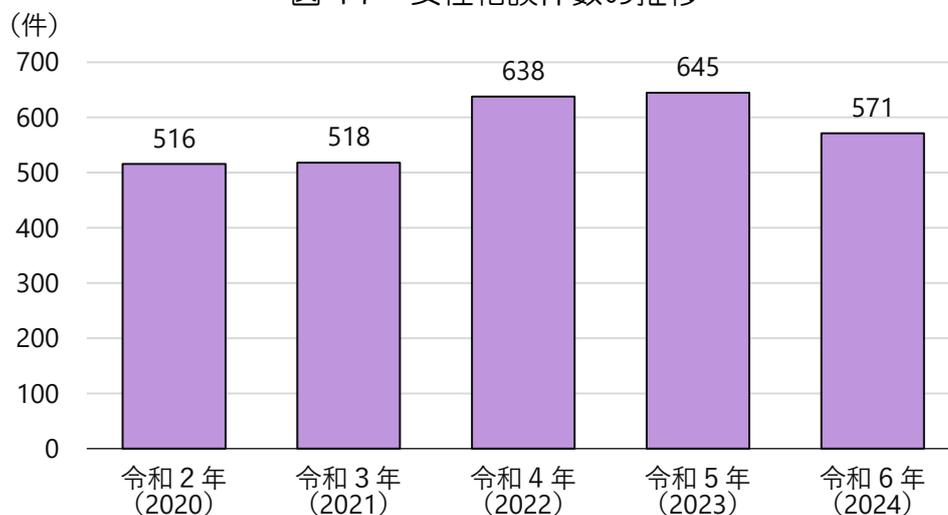
【現状と課題】

近年、女性をめぐる問題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。そうした困難な状況に置かれる女性の福祉の増進や人権の尊重等を目的とした女性支援法が令和6年4月1日に施行されました。

本市においても、DV相談を含む女性相談件数は、令和4（2022）年度に年間600件を超えて以降、高い水準で推移しており（図17）、相談内容は多様化・複雑化しています（図18）。困難な問題を抱える女性が適切に相談できず支援に繋がらない場合、困難な問題の深刻化、女性自身のさらなる孤立などの悪影響につながる恐れがあります。そうした状況を防ぐためにも、困難な問題を抱える女性の属性や世代に応じた多様な相談窓口を充実させ、相談後の迅速かつ的確な対応に向けた関係機関の連携に取り組んでいく必要があります。これは、固定的性別役割分担意識を背景に孤独や孤立・生きづらさを抱えがちな男性をはじめ、様々な困難を抱える人々を支援につなげるためにも重要な取組です。

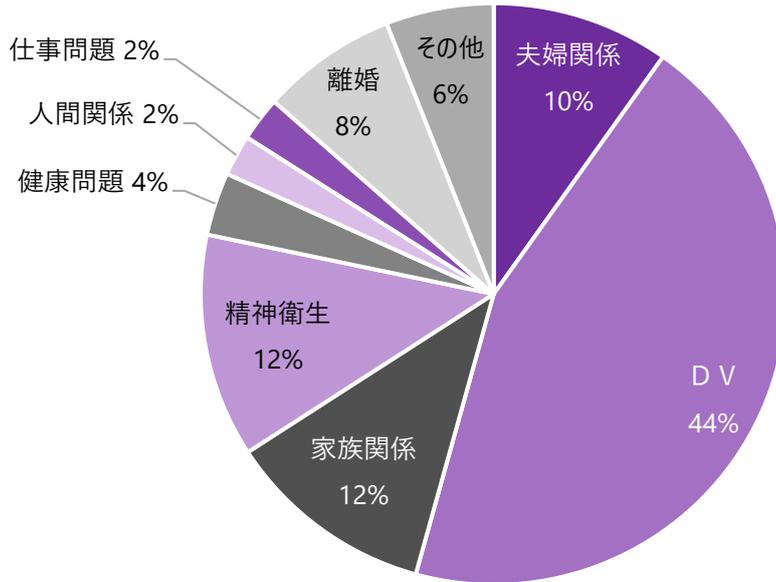
また、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行うために、公的機関と対等な立場で連携し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体の育成が必要です。

図17 女性相談件数の推移



資料：男女共同参画課調べ

図 18 令和6年度女性相談の主訴内訳



資料：男女共同参画課調べ

【取組の方向】

(1) 相談窓口の充実

困難な問題を抱える人の属性や世代に応じた相談を実施し、相談者の状況に応じた支援や情報提供を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	女性相談	継続	家庭生活、夫婦関係など女性の様々な悩みに対して、女性相談支援員が応じます。	男女共同参画課
			【事業指標】実施日数 【目標値】開庁日	
			【参考指標】相談件数	
②	カウンセリングルームの相談	継続	女性が抱える心の悩みについて、女性のカウンセラーが応じます。	男女共同参画課
			【事業指標】実施日数 【目標値】年24日	
			【参考指標】相談件数	
③	人権相談	継続	法務局及び人権擁護委員と連携して各種人権相談を実施します。	人権推進課
			【事業指標】実施日数 【目標値】年13日	
			【参考指標】相談件数	

No.	事業名	区分	事業内容	担当
④	市民相談 (※1)	継続	相談窓口において、市民の家庭及び社会生活上のさまざまな相談に対応します。	広聴課
			【事業指標】実施日数 【目標値】開庁日	
			【参考指標】相談件数	
⑤	家庭児童相談 (※2)	継続	こどもの発達に関すること、学校生活（幼稚園、保育所等も含む）、家族関係等の相談に応じます。	こども家庭課
			【事業指標】実施日数 【目標値】開庁日	
			【参考指標】相談件数	
⑥	障害者の相談 (※3)	継続	障害者等が、安心して充実した生活を送ることができるように、障害者等に関するあらゆる相談に応じ、生活・就労の両面から総合的な支援を行います。	障害者総合相談支援センター
			【事業指標】実施日数 【目標値】開所日	
			【参考指標】相談件数	
⑦	高齢者の相談	継続	高齢者虐待の早期発見や、介護に取り組む家族等を支援する観点から、高齢者に関する総合的な相談に応じます。	福祉相談センター
			【事業指標】実施日数 【目標値】開所日	
			【参考指標】相談件数	
⑧	外国籍市民相談 (※4)	継続	外国籍市民の家庭生活や社会生活における相談に応じ、適切な助言を行い、生活を支援します。	国際文化交流課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】①開催日数、②相談件数	
⑨	精神保健福祉相談 (※5)	継続	精神保健福祉士・保健師が、こころの健康に関することや精神保健福祉に関する相談を受け付けます。	保健予防課
			【事業指標】実施日数 【目標値】開庁日	
			【参考指標】相談件数	
⑩	犯罪被害者等総合相談 (※6)	継続	犯罪被害者等からの相談及び各種支援施策の情報提供、助言等を行います。	防犯・交通安全課
			【事業指標】実施日数 【目標値】開庁日	
			【参考指標】相談件数	

※1 関連計画「第二次川越市自殺対策計画」

※2 関連計画「川越市こども計画」

※3 関連計画「川越市障害者支援計画」

※4 関連計画「第六次川越市国際化基本計画」

※5 関連計画「第四次川越市保健医療計画」、「川越市障害者支援計画」、「第二次川越市自殺対策計画」、「すこやかプラン・川越（川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画）」

※6 関連計画「川越市防犯のまちづくり基本方針」

【取組の方向】

(2) 関係機関等との連携・民間団体の育成

複雑化、多様化、複合化する困難な課題に対して、迅速かつ的確に対応するために、民間団体の育成、関係機関との連携強化を図ります。また、必要に応じて生活保護制度の活用等、自立に向けた支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	困難な問題を抱える女性支援のための関係機関との連携	新規	関係部署や関係機関と情報交換を行い、困難な問題を抱える女性の支援に関する連携強化に努めます。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 会議開催回数	
②	民間団体との連携	新規	困難を抱える女性への支援するNPO団体等の民間団体の発掘・育成を実施し、民間団体との連携による支援体制強化を図ります。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
③	経済的支援	継続	生活保護制度により、困難を抱える女性の生活保障と、自立に向けた支援を実施します。	生活福祉課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 支援世帯数	

コラム⑪ 女性支援法の施行 ～新たな時代へ～

令和6（2024）年4月1日、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援法）が施行されました。この法律は、DVや生活困窮、性被害など様々な問題に直面する女性たちを包括的に支援することを目的としています。

これまでの売春防止法は、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」を目的としていましたが、現代社会ではそのアプローチが実態と乖離していました。特にコロナ禍では、多くの女性が必要な支援につながらない状況が浮き彫りになりました。

新しい法律は、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」を明確に掲げ、売春防止法の「更正」から、多くの女性の立場に「寄り添う支援」へ転換しました。複雑化、多様化、複合化した女性を取り巻く困難な問題に幅広く対応するため、新たな支援の枠組みを構築したのです。

主要課題 1.2 配偶者暴力相談支援センターの機能充実 《重点》

【DV防止法に基づく基本計画】

【女性支援法に基づく基本計画】

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
DV相談先の認知度	55.1% (令和5年度)	80% (令和10年度)

【現状と課題】

DVを取り巻く環境については、内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(令和5(2023)年)では、「配偶者からの暴力被害の有無」について、「被害経験があった」とする女性は27.5%、男性は22.0%で、女性の4人に1人、男性の5人に1人がDV被害に遭っていることが明らかになっています。また、同報告書では精神的DVを受けたとする人の割合が、身体的DVを受けたとする人の割合を上回る結果となっています。DV防止法においても、保護命令の対象に精神的DVに関する項目が加わる改正が令和6(2024)年に行われました。

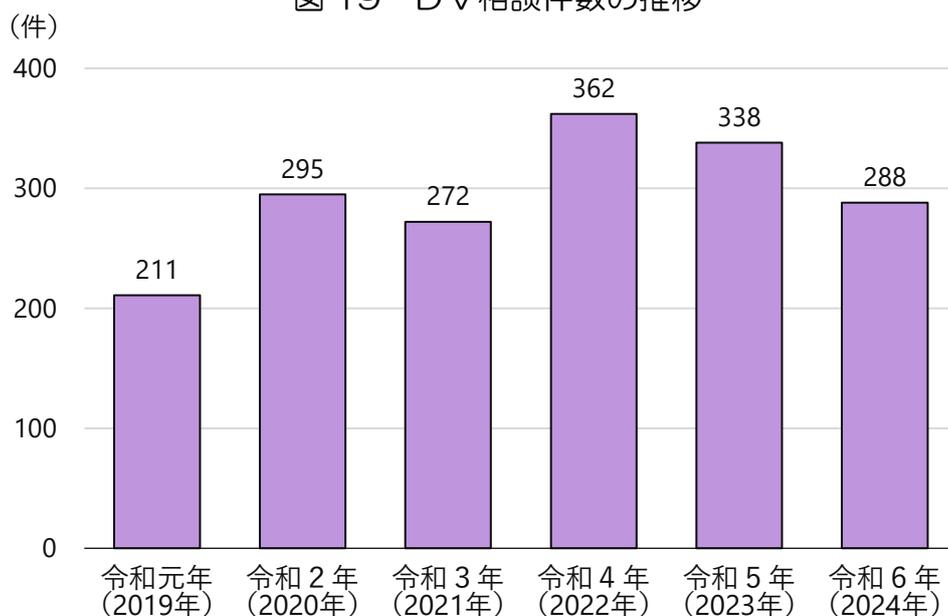
本市では、「川越市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、性別にかかわらず、DVの相談や被害者の安全確保等を行っています。DVの相談件数は、令和元(2019)年度の211件から、令和6(2024)年度には288件と約1.4倍となっており(図19)、また、相談内容は多様化・複雑化しています。

一方、意識調査では、被害についての相談の有無について、「相談しなかった(できなかった)」と回答した割合は57.0%と半数を超える結果となっており(図20)、また、DV相談先の認知度について、「どこも知らない」と回答した割合は39.8%でした(図21)。

DVやデートDVの被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるように、相談窓口の一層の周知、適切な安全保護の実施と共に、DV被害の未然防止に向けた啓発に取り組んでいく必要があります。

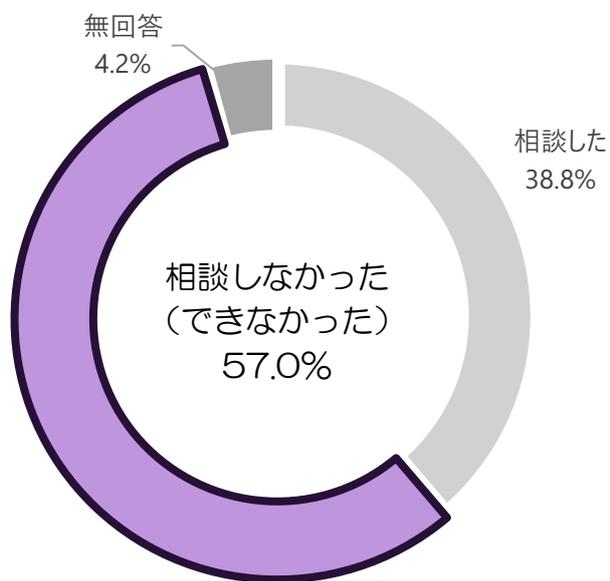
子どもが同居する家庭において、子どもの面前でのDVは心理的虐待とされ、子どもが直接暴力の対象となっている場合もあることから、子どもの安全確保に向けて児童相談所を含めた関係機関等との間で連携強化に努めていきます。

図 19 DV相談件数の推移



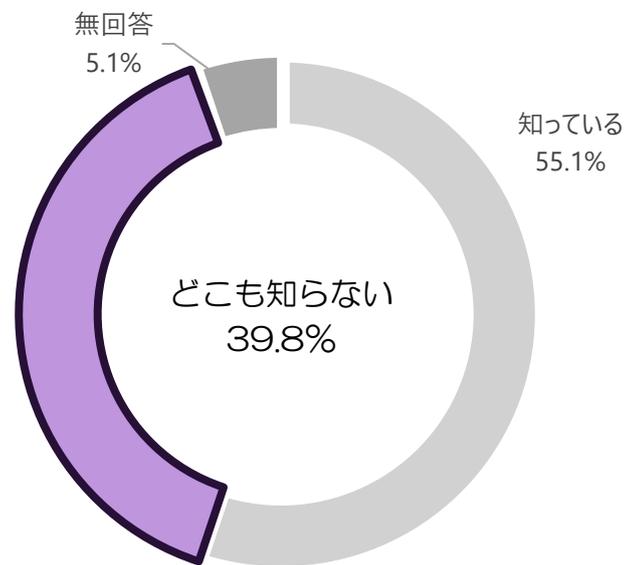
資料：男女共同参画課調べ

図20 配偶者からの暴力に関する相談経験



資料：令和5年「意識調査」より

図21 配偶者からの暴力の相談機関の認知状況



資料：令和5年「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 配偶者暴力相談支援センターの充実

DV被害者への適切な支援を行うため、関係機関等との連携を強化し、配偶者暴力相談支援センターとしての相談体制の充実を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	DV相談	継続	DV相談や各種相談証明書の発行等を通じて、DV被害者への適切な相談支援を実施します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施日数 【目標値】 開庁日	
			【参考指標】 相談件数	
②	相談窓口の周知	継続	ホームページや情報紙等、各種媒体を通じてDV等の相談窓口を積極的に周知します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
③	DV被害者支援のための関係機関と連携	継続	関係部署や関係機関と情報交換を行い、DV被害者支援に関する連携強化に努めます。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 会議開催回数	
④	要保護児童対策地域協議会 (※)	継続	DVと児童虐待の関連性に鑑み、要保護児童等の適切な支援を図るため、関係機関が情報を共有し、連携できるよう協議します。	こども家庭課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 会議開催回数	

※ 関連計画「川越市こども計画」

【取組の方向】

(2) DV被害者の安全確保

緊急時におけるDV被害者の身体の安全確保のため、世代や属性に応じた一時保護を実施します。また、DV被害者の心理面での安全確保のため、庁内における個人情報保護の取扱いを徹底し、心理的負担軽減を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	一時保護施設の利用	継続	DV被害者の状況を勘案しながら、シェルター等への入所と、その後の自立について支援します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】保護件数	
②	母子の保護	継続	保護が必要な母子に対して、母子生活支援施設への入所等、状況に応じた支援を実施します。	こども家庭課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】保護件数	
③	障害者の一時保護	継続	障害福祉サービス等を利用することにより、被虐待者を虐待者から分離し、一時保護を実施します。	障害者総合相談支援センター
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】保護件数	
④	高齢者の一時保護	継続	高齢者虐待の早期発見に努め、その被害者を一時保護することで、高齢者の権利を擁護します。	福祉相談センター
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】保護件数	
⑤	宿泊費の補助	継続	即日対応が困難なDV被害者や困難な問題を抱える女性で、経済的に困窮している等、一定の要件を満たしている場合に、宿泊費用を補助します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】補助件数	

No.	事業名	区分	事業内容	担当
⑥	情報漏洩の防止	継続	DV被害者に関する情報漏洩が起こらないよう、情報管理を徹底します。また、庁内に対し情報管理について注意喚起を行います。	男女共同参画課 市民課 学校管理課
			男女共同参画課 【事業指標】 庁内への注意喚起回数 【目標値】 年2回	
			市民課・学校管理課 【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	

コラム⑫ DV（ドメスティック・バイオレンス）

DVとは、配偶者（事実婚や元配偶者も含む）等親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことです。「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等もDVに含まれます。

DVの加害者は、被害者を支配するために暴力を振ります。

DVには「緊張期」「爆発期」「ハネムーン期」のサイクル（周期）があり、何度も繰り返されると言われています。加害者はハネムーン期に優しくなりますが、これは暴力を振るわれた被害者が離れていくのを防ぐためです。優しくされた被害者は、もしかしたら（今度こそ）暴力が無くなるかもしれないと期待を抱き、逃げるタイミングを失います。

このサイクルが繰り返されることで、被害者は「離れることができない」と思うようになり、支配・被支配の関係は、ますます強まっていく傾向にあります。

【DVの種類】

- 身体的暴力 殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつける 等

- 精神的暴力 大声で怒鳴る、無視する、外出や親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を監視する 等

- 経済的暴力 生活費を渡さない、仕事を辞めさせる 等

- 性的暴力 性行為を強要する、避妊に協力しない 等

【パープルリボン】

パープルリボンには、女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうとのメッセージが込められています。

1994年にアメリカで生まれた草の根運動に始まり、今では国際的な運動へと広まっています。

なお、11月25日が「女性に対する暴力撤廃国際日」であることを踏まえて、日本国内においても、毎年11月12日から11月25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、暴力根絶に向けた運動が展開されています。



【取組の方向】

(3) 暴力防止の啓発

DVをはじめとした男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け、幅広い年代を対象に啓発活動を実施します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	女性に対する暴力をなくす運動	継続	11月の国が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、パネル掲示やイベントなど啓発活動を実施します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施回数 【目標値】年1回	
			【参考指標】－	
②	防犯キャンペーン (※1)	継続	犯罪被害を防止するための意識啓発として、防犯キャンペーンを実施します。	防犯・交通安全課
			【事業指標】実施回数 【目標値】年6回以上	
			【参考指標】参加者数	
③	デートDV防止啓発	継続	若年層に働きかけ、デートDVの被害に遭わないよう予防啓発活動を実施します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】－	
④	児童虐待防止の啓発活動 (※2)	継続	各種講座等への講師派遣、児童虐待防止推進月間におけるポスター・パネルの掲示等を通じて、児童虐待防止の意識の普及・啓発を図ります。	こども家庭課
			【事業指標】講師派遣回数 【目標値】年5回	
			【参考指標】－	

※1 関連計画「川越市防犯のまちづくり基本方針」

※2 関連計画「川越市こども計画」

コラム⑬ デートDV

デートDVとは、恋人間で、暴力によって相手を思い通りに支配することです。

近年では、元交際相手によって、交際中に撮影した画像や動画をインターネット上に流出される被害も増加しています。デートDVは社会全体で取り組むべき課題です。若者が一人で悩みを抱え込まず安心して助けを求められる環境を整えることが重要です。

次の項目に一つでも当てはまる場合は、デートDVである可能性があります。

- 常に行動をチェックする
- メールなどの返信が遅いと怒る
- 無視する、バカにする、大声でどなる
- 他の人との会話や、メッセージをチェックされる
- デートの時に、いつも自分にお金を払わせる
- 用事があっても、一緒に帰らないと怒る
- 他の人と仲良くしていると責める

成果指標

基本 目標	主要 課題	分類	指 標	策定時	目標値
I	1	継続	固定的性別役割分担意識を否定する人の割合 (意識調査より)	69.3% (令和5年度)	75% (令和10年度)
	2	新規	分野別男女平等感【教育の場】で「平等にな っている」の割合 (意識調査より)	61.5% (令和5年度)	70% (令和10年度)
	3	継続	性的マイノリティ(LGBTQ等)の言葉の 認知度 (意識調査より)	51.3% (令和5年度)	70% (令和10年度)
II	4	継続	自治会長のうち、女性が占める割合 (地域づくり推進課調べ)	6.2% (令和7年度)	10% (令和12年度)
	5	継続	各種審議会等における女性委員の登用率 (男女共同参画課調べ)	31.0% (令和7年度)	42% (令和12年度)
		継続	市の女性管理職(課長級以上)の割合(※1)	14.9% (令和7年度)	25% (令和12年度)
	6	新規	父親の育児休業の取得状況 (子ども・子育て支援に関するアンケート調 査より)	19.0% (令和5年度)	30% (令和10年度)
		継続	保育園の待機児童数(※2)	9人 (令和7年度)	0人 (令和11年度)
	7	新規	勤務先の女性の労働環境で「不平等はない」 の割合(意識調査より)	46.7% (令和5年度)	50%以上 (令和10年度)
III	8	新規	女性消防団員の人数 (消防局総務課調べ)	21人 (令和7年度)	25人 (令和12年度)
	9	新規	幸福だと感じている高齢者の割合(※3)	43.0% (令和4年度)	43.1%以上 (令和12年度)
		新規	一般就労への移行者数(※3)	21人 (令和3年度)	29人 (令和12年度)
	10	新規	65歳からの健康寿命(※3)	男性：17.99年 女性：20.75年 (令和6年度)	男性：17.99年以上 女性：20.75年以上 (令和12年度)
	11	新規	「市の情報提供に対する満足度」のうち、『提 供されている』と感じる女性の割合 (市民意識調査より)	82.4% (令和6年度)	85% (令和12年度)
		新規	生活(こころと体、家庭、法律、くらしなど) に関する様々な相談窓口があることの認知度 (※4)	58.6% (令和4年度)	70% (令和10年度)
	12	継続	DV相談先の認知度(意識調査より)	55.1% (令和5年度)	80% (令和10年度)

※1 「第二次川越市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(前期計画)」の目標値

※2 「川越市子ども計画」の目標値

※3 「第五次川越市総合計画」の目標値

※4 「第二次川越市自殺対策計画」の目標値